

生駒市地域防災計画
【資料編】
(素案)

平成 27 年 11 月

資料集

資料編 資料集 目次

1	災害リスクに関する資料	1-1
1-1	災害履歴	1-1
1-1-1	生駒市で発生した主な風水害	1-1
1-1-2	生駒市周辺で発生した主な地震災害及び南海トラフで発生した主な地震	1-2
1-1-3	生駒市周辺で発生した被害地震位置図	1-3
1-2	災害危険箇所等	1-4
1-2-1	市内河川の浸水想定区域	1-4
1-2-2	市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	1-6
1-2-3	重要水防区域一覧	1-7
1-2-4	水防警報河川・水位周知河川一覧	1-8
1-2-5	山地災害危険地区一覧	1-9
1-2-6	ため池要整備箇所一覧	1-10
1-3	地震被害想定	1-11
1-3-1	想定地震の震源及び想定条件	1-11
1-3-2	地震被害の想定方法	1-12
1-3-3	南海トラフ地震の震源域及び想定条件	1-13
1-3-4	想定地震の被災シナリオ	1-14
2	各種法に定められた計画掲載事項に関する資料	2-1
2-1	災害対策基本法	2-1
2-1-1	災害時要援護者の避難行動支援について地域防災計画に定めなければならない事項	2-1
2-1-2	指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所	2-3
2-2	水防法	2-6
2-2-1	浸水想定区域ごとの情報伝達方法等	2-6
2-2-2	浸水想定区域に係る災害時要援護者利用施設一覧	2-7
2-3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	2-8
2-3-1	土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等	2-8
2-3-2	土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧	2-10
3	防災の体制に関する資料	3-1
3-1	組織・業務分担	3-1
3-1-1	生駒市及び防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	3-1
3-1-2	災害対策本部編成表	3-6
3-1-3	緊急初動体制	3-7

3-1-4	原子力災害警戒本部事務分掌.....	3-9
3-2	配備基準関連.....	3-10
3-2-1	気象予警報等の発表基準.....	3-10
3-2-2	雨量観測所一覧.....	3-11
3-2-3	水位観測所一覧.....	3-11
3-2-4	水防警報の種類及び基準.....	3-11
3-2-5	警報発令時の信号.....	3-12
3-2-6	奈良県内の震度観測地点.....	3-14
3-2-7	震度階級表.....	3-16
3-3	応援・協力.....	3-20
3-3-1	災害応援協定一覧.....	3-20
3-3-2	自衛隊派遣要請要求手続き.....	3-23
4	情報通信・広報に関する資料.....	4-1
4-1	通信.....	4-1
4-1-1	防災行政無線一覧.....	4-1
4-1-2	非常通信経路.....	4-7
4-2	情報収集伝達.....	4-8
4-2-1	段階別収集情報項目.....	4-8
4-2-2	気象予警報等の伝達系統.....	4-10
4-2-3	水防警報の伝達系統.....	4-11
4-2-4	県事業担当課への報告系統.....	4-12
4-2-5	火災・災害等即報要領.....	4-14
4-3	広報.....	4-18
4-3-1	報道関係機関一覧.....	4-18
4-3-2	災害広報文例.....	4-19
5	防災拠点、物資・輸送に関する資料.....	5-1
5-1	防災拠点.....	5-1
5-1-1	防災拠点、受入拠点一覧.....	5-1
5-1-2	災害時の給水拠点.....	5-2
5-1-3	災害活動用緊急ヘリポート一覧.....	5-3
5-2	物資・輸送.....	5-4
5-2-1	防災倉庫の保管数量表.....	5-4
5-2-2	備蓄方針.....	5-6
5-2-3	給水関係物資の備蓄・整備状況.....	5-7
5-2-4	緊急輸送道路網図.....	5-8

6	消防、医療等に関する資料.....	6-1
6-1	消防等.....	6-1
6-1-1	消防組織.....	6-1
6-1-2	消防保有救助資機材一覧.....	6-2
6-1-3	県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き.....	6-3
6-1-4	ヘリコプターの受入れ準備.....	6-4
6-2	医療.....	6-5
6-2-1	医療機関一覧.....	6-5
6-2-2	県内の災害拠点病院一覧.....	6-8
7	その他資料.....	7-1
7-1	災害復旧期に関する資料.....	7-1
7-1-1	主な災害復旧事業概要.....	7-1
7-1-2	融資制度等の概要.....	7-2
7-1-3	生活資金等の支給・貸付概要.....	7-6
7-1-4	文化財一覧.....	7-10
7-2	条例.....	7-12
7-2-1	生駒市防災会議条例.....	7-12
7-2-2	生駒市災害対策本部条例.....	7-14

1 災害リスクに関する資料

1-1 災害履歴

1-1-1 生駒市で発生した主な風水害

種 別 (発生年月日)	死傷者	家屋被害	備 考
室戸台風 (S9. 9. 21)	死者 6 名 重軽傷者 14 名	資料なし	室戸台風による被害は風害である。
第 2 室戸台風 (S36. 9. 16)	重軽傷者 66 名	現住全壊 56 戸 現住半壊 117 戸 非住全壊 113 戸 非住半壊 45 戸	
集中豪雨 (S41. 7. 2)	死者 2 名 重傷者 1 名	現住半壊 2 戸 非住全壊 3 戸 非住半壊 1 戸	
集中豪雨 (S47. 7. 11~14)	軽傷者 1 名	現住半壊 3 戸 非住全壊 3 戸 非住半壊 1 戸	
台風 10 号と低気圧 (S57. 7. 31~8. 3)	—	現住全壊 1 戸 現住半壊 4 戸 非住全壊 1 戸	浸水区域は、竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺部（小瀬町）と生駒駅周辺（谷田町、本町等）であった。
集中豪雨 (H18. 7. 19)	—	一部損壊 1 戸	西松ヶ丘では家屋被害が 1 戸、高山町ではがけ崩れが 1 件発生した。
集中豪雨 (H24. 8. 13~8. 14)	—	床下浸水 8 戸 工場浸水 2 件	高山町 6 戸、南田原町 1 戸、北田原町 1 戸の計 8 戸の住家が床下浸水となったほか、工場が高山町 1 件、北田原町 1 件と計 2 件浸水した。

1-1-2 生駒市周辺で発生した主な地震災害及び南海トラフで発生した主な地震

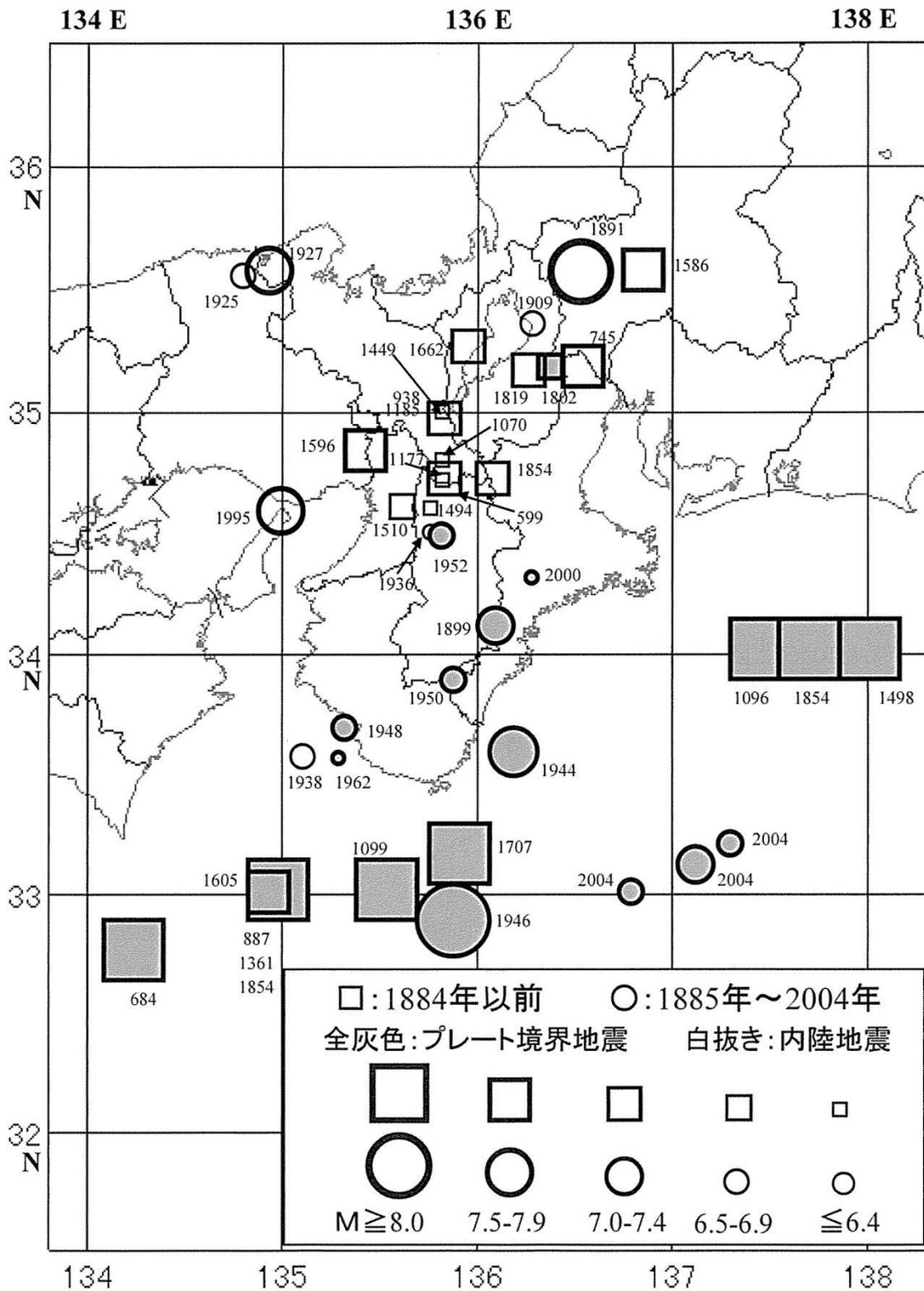
(1) 生駒市周辺で発生した主な活断層型地震

発 生 日 時	規模 (マグニチュード)	震央位置
1494年 6月 19日 (明応3年 5月 7日)	6.0	矢田付近
1510年 9月 21日 (永正7年 8月 27日)	6.5~7.0	大阪府東部
1596年 9月 5日 (文禄5年 閏7月 13日)	7 1/2±1/4	大阪府東部
1936年 2月 21日 (昭和11年)	6.4	王寺付近
1952年 7月 18日 (昭和27年)	6.8	吉野付近

(2) 南海トラフで発生した主な海溝型地震

発 生 日 時	規模 (マグニチュード)	震央位置
684年 11月 29日 (天武13年 10月 14日)	8.25	高知県沖
887年 8月 26日 (仁和3年 7月 30日)	8~8.5	紀伊半島沖
1096年 12月 17日 (永長元年 11月 24日)	8~8.5	東海沖
1099年 2月 22日 (康和元年 1月 24日)	8~8.3	紀伊半島沖
1361年 8月 3日 (正平16年 6月 24日)	8.25~8.5	紀伊半島沖
1498年 9月 20日 (明応7年 8月 25日)	8.2~8.4	東海沖
1605年 2月 3日 (慶長9年 12月 16日)	7.9	東海道沖
1707年 10月 28日 (宝永4年 10月 4日)	8.4	紀伊半島沖
1854年 12月 23日 (安政元年 11月 4日)	8.4	東海沖
1854年 12月 24日 (安政元年 11月 5日)	8.4	紀伊半島沖
1944年 12月 7日 (昭和19年)	7.9	三重県南東沖
1946年 12月 21日 (昭和21年)	8	紀伊半島沖

1-1-3 生駒市周辺で発生した被害地震位置図

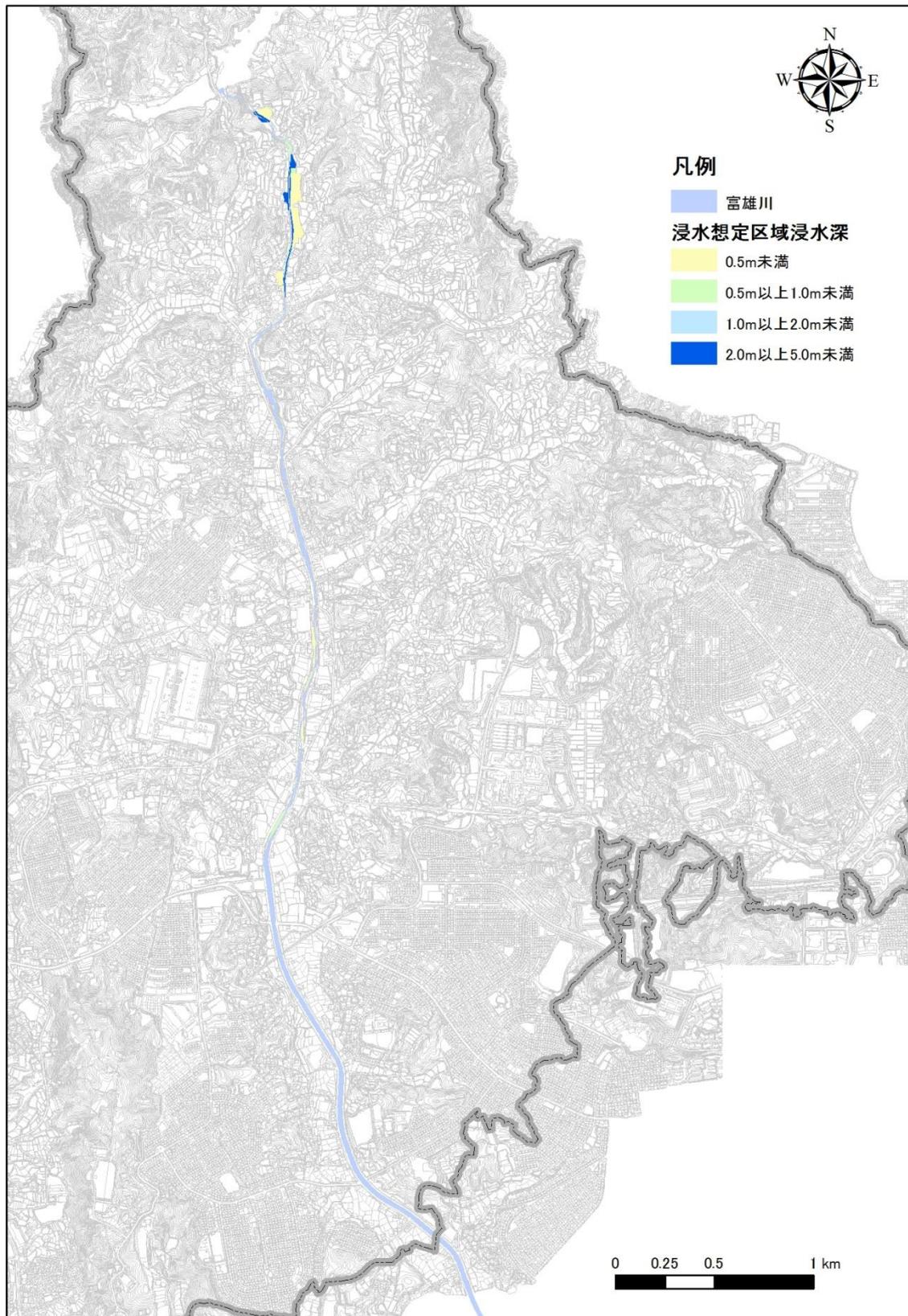


参考：奈良県地域防災計画

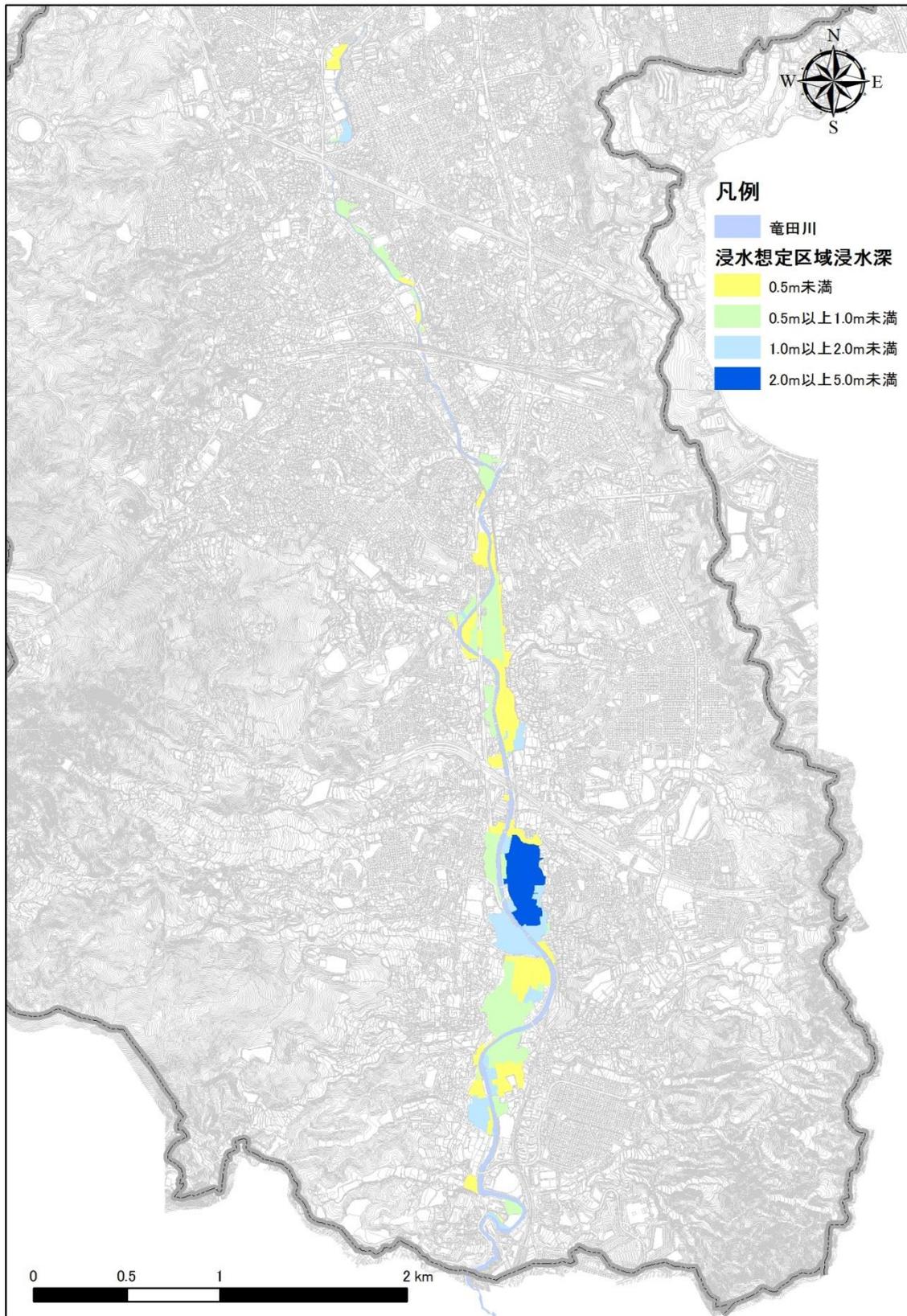
1-2 災害危険箇所等

1-2-1 市内河川の浸水想定区域

(1) 富雄川



(2) 竜田川



1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

所在地		急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		指定年月日	告示番号					
区域	一部区域	警戒区域	土砂災害特別警戒区域	警戒区域	土砂災害特別警戒区域	警戒区域	土砂災害特別警戒区域		警戒区域	土砂災害特別警戒区域	警戒区域	土砂災害特別警戒区域	警戒区域	土砂災害特別警戒区域
青山台		2	0	0	0	0	0	2013/4/2	2	—	—	—	—	—
あすか野		4	0	2	0	0	0	2009/6/30	108	—	109	—	—	—
		(2)	0	0	0	0	0	2013/4/12	23	—	—	—	—	—
		1	0	0	0	0	0	2013/4/2	2	—	—	—	—	—
有里町		2	0	0	0	0	0	2013/4/2	2	—	—	—	—	—
生駒台		1	0	0	0	0	0	2009/6/30	108	—	—	—	—	—
生駒台北		1	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
壱分町		4	0	5	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
小倉寺町		1	0	2	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
小瀬町		4	0	4	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
乙田町		0	0	3	0	0	0	2013/4/2	—	—	3	—	—	—
鬼取町		0	0	2	0	0	0	2013/4/2	—	—	3	—	—	—
上町		8	0	4	0	0	0	2009/6/30	108	—	109	—	—	—
		2	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
軽井沢町		1	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
北新町		0	0	1	0	0	0	2009/6/30	—	—	109	—	—	—
		8	0	4	0	0	0	2010/12/7	292	—	293	—	—	—
北田原町		6	0	7	0	0	0	2009/6/30	108	—	109	—	—	—
小明町		7	0	5	0	0	0	2009/6/30	108	—	109	—	—	—
光陽台		2	0	0	0	0	0	2009/6/30	108	—	—	—	—	—
小平尾町		10	0	4	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
さつき台		1	0	4	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
桜ヶ丘		1	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
鹿ノ台	鹿ノ台西・鹿畑町・鹿ノ台	2	0	0	0	0	0	2008/7/8	174	—	—	—	—	—
鹿畑町	鹿ノ台西・高山町	17	0	1	0	0	0	2008/7/8	174	—	175	—	—	—
		4	0	0	0	0	0	2009/6/30	108	—	—	—	—	—
		0	0	0	0	2	0	2015/3/20	—	—	—	—	522	—
新旭ヶ丘		4	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
大門町		5	0	0	0	0	0	2013/4/2	2	—	—	—	—	—
高山町		77	0	45	0	0	0	2008/7/8	174	—	175	—	—	—
谷田町		1	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
		1	0	0	0	0	0	2013/4/2	2	—	—	—	—	—
俵口町		0	0	1	0	0	0	2009/6/30	—	—	109	—	—	—
辻町		5	0	4	0	0	0	2010/12/7	292	—	293	—	—	—
		2	1	0	0	0	0	2013/4/2	2	4	—	—	—	—
仲之町		2	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
菜畑町		2	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
西旭ヶ丘		1	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
西菜畑町		3	0	2	0	0	0	2010/12/7	292	—	293	—	—	—
西畑町		12	0	8	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
西松ヶ丘		0	0	1	0	0	0	2009/6/30	—	—	109	—	—	—
萩の台		1	0	3	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
東旭ヶ丘		3	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
東生駒		2	0	3	0	0	0	2010/12/7	292	—	293	—	—	—
東菜畑		3	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
東松ヶ丘		1	0	0	0	0	0	2009/6/30	108	—	—	—	—	—
藤尾町		4	0	2	0	0	0	2013/4/2	2	—	3	—	—	—
本町		2	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
真弓		1	0	0	0	0	0	2009/6/30	108	—	—	—	—	—
緑ヶ丘		1	0	0	0	0	0	2010/12/7	292	—	—	—	—	—
南田原町		6	0	5	0	0	0	2009/6/30	108	—	109	—	—	—
元町		8	0	2	0	0	0	2010/12/7	292	—	293	—	—	—
		0	2	0	1	0	0	2013/4/2	—	4	—	5	—	—
門前町		11	0	2	0	0	0	2010/12/7	292	—	293	—	—	—
		0	0	0	1	0	0	2013/4/2	—	—	—	5	—	—
		0	0	0	0	1	0	2015/3/20	—	—	—	—	522	—
		247	3	126	2	3	0	合計 376 箇所						

※ () は追加指定・一部指定解除等箇所数で指定箇所数には含まない

参考：奈良県砂防課資料（平成 27 年 3 月 20 日現在）

1-2-3 重要水防区域一覧

(1) 水防警報指定河川（知事管理区間）

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防区域		種別	特に必要な水防区域		種別
				位置	延長(m)		位置	延長(m)	
竜田川	左	郡山	生駒市	自 生駒市谷田町	3,000	堤防高・家屋連たん	自 生駒市小瀬町	100	堤防高・水衡
				至 生駒市谷田町			至 生駒市小瀬尾町 (神田川合流点)		
				自 生駒市小瀬町 (神田川合流点)	500	家屋連たん	自 生駒市小瀬町 (乙田川合流点)	300	堤防高・水衡
	至 生駒市小瀬町 (乙田川合流点)	至 生駒市小平尾町							
	自 生駒市小平尾町	1,950	堤防高						
	至 生駒市小平尾町								
右	郡山	生駒市	自 生駒市谷田町	3,000	堤防高・家屋連たん	自 生駒市小瀬町	100	堤防高・水衡	
			至 生駒市小瀬田町			至 生駒市小瀬町 (神田川合流点)			
			自 生駒市小瀬町 (神田川合流点)	500	家屋連たん	自 生駒市小瀬町 (乙田川合流点)	300	堤防高・水衡	
至 生駒市小瀬町 (乙田川合流点)	至 生駒市小平尾町								
自 生駒市小平尾町	1,950	堤防高							
至 生駒市小平尾町									

(2) 水防警報指定河川以外の河川（知事管理区間）

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防区域		種別	特に必要な水防区域		種別
				位置	延長(m)		位置	延長(m)	
竜田川	左	郡山	生駒市	自 生駒市俵口町	2,550	堤防高			
	右	郡山	生駒市	自 生駒市俵口町			至 生駒市谷田町		
穴虫川	左	郡山	生駒市	自 生駒市北田原町 北佐越市道ボックスカルバート	640	家屋連たん			
	右	郡山	生駒市	自 生駒市北田原町 北佐越市道ボックスカルバート			至 天野川合流点		
山田川	左	郡山	生駒市	自 生駒市鹿畑町（落差工）	580	家屋連たん			
	右	郡山	生駒市	自 生駒市鹿畑町（落差工）			至 生駒市鹿畑町（163号/井堰）		

参考：奈良県水防計画（平成27年度）

1-2-4 水防警報河川・水位周知河川一覧

(1) 水防警報河川

河川名	区 域
竜田川	
左岸	生駒市谷田町近鉄奈良線鉄橋から大和川合流点まで
右岸	生駒市谷田町近鉄奈良線鉄橋から大和川合流点まで

参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）

(2) 水位周知河川

河川名	観測所名	水位 (m)			備考
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	
竜田川	一分	1.00	1.80	2.00	
富雄川	高山	0.90	1.50	2.20	

参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）

1-2-5 山地災害危険地区一覧

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家 (戸)	公共施設	道路
1	門前町		1ha	山腹崩壊	10		
2	門前町		1ha	山腹崩壊	10		
3	小倉寺町		1ha	山腹崩壊	2		市
4	大門町		1ha	山腹崩壊	10		市
5	乙田町		1ha	山腹崩壊			市
6	小平尾町	大ハツジ原	1ha	山腹崩壊		1	
7	鹿畑町		2ha	山腹崩壊	28		市
8	小明町		2ha	山腹崩壊	18	1	市
9	東生駒		3ha	山腹崩壊	4	1	県
10	有里町		12ha	山腹崩壊	75	1	
11	西畑町		7ha	山腹崩壊	36		国
12	壱分町	墓の裏	1ha	山腹崩壊	5		
13	小倉寺町		1ha	山腹崩壊			市
14	鹿畑町		1ha	山腹崩壊	14		国
15	門前町	1	1500m	崩壊土砂流出	50	2	市
16	門前町	2	1100m	崩壊土砂流出	30		市
17	俵口町	1	900m	崩壊土砂流出	30	1	市
18	俵口町	2	1800m	崩壊土砂流出	50	1	県
19	小倉寺町		1700m	崩壊土砂流出	30	1	市
20	俵口町		800m	崩壊土砂流出	20	1	県
21	乙田町	東山	1600m	崩壊土砂流出	10		
22	乙田町	〃	1400m	崩壊土砂流出	10		
23	乙田町	〃	1200m	崩壊土砂流出	4		

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

1-2-6 ため池要整備箇所一覧

No.	ため池番号	ため池名	所在地	受益面積 (ha)	ため池の規模等					予想される被害		
					堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	経過年数 (年)	予想危険箇所	公共建物 (棟)	道路・鉄道(km)	田畑 (ha)
1	173	岩井谷池	北田原町	16	7.4	54	13,500	200	堤体 余水吐		国・市道	7
2	175	上池	鹿畑町	0.5	5	43	3,200		堤体 樋管 余水吐		市道	2
3	176	トンデン池	小明町	6	9.1	46	15,800		堤体 樋管		国・市道	1
4	180	新池	高山町 (大北)	2	4	38	2,667	100	堤体 樋管 余水吐		市道	7
5	181	袋谷池	小平尾町	7	7.5	80	3,600		堤体 余水吐		市道	13
6	184	古池	鬼取町	8	6.5	39	650		堤体 樋管 余水吐	公民館	国・市道	10
7	185	古池	藤尾町	2	4.5	55	2,070		堤体 樋管 余水吐		市道	5

1-3 地震被害想定

1-3-1 想定地震の震源及び想定条件

(1) 震源断層パラメータ

諸元	想定地震	生駒断層帯 の地震	矢田断層 の地震	奈良盆地東縁 断層帯の地震
マグニチュード	M	7.5 ¹⁾	6.4 ⁸⁾	7.4 ¹⁾
断層長さ	L (km)	38.0 ¹⁾	9.0 ⁹⁾	35.0 ¹⁾
断層幅	W (km)	10.4 ²⁾	4.5 ²⁾	9.0 ²⁾
スリップ量	U (m)	3.2 ³⁾	0.7 ³⁾	3.2 ³⁾
地震モーメント	M ₀ (dyne・cm)	4.7×10 ²⁶ ⁴⁾	2.4×10 ²⁵ ⁴⁾	5.4×10 ²⁶ ⁴⁾
傾斜	δ (度)	60° E ⁵⁾	80° E ⁵⁾	90° ⁵⁾
震源の深さ	D (km)	10 ⁵⁾	10 ⁵⁾	10 ⁵⁾
運動タイプ		逆断層	逆断層	逆断層
地震波伝播速度	V _s (km/sec)	3.0 ⁶⁾	3.0 ⁶⁾	3.0 ⁶⁾
破壊伝播速度	V _R (km/sec)	2.2 ⁷⁾	2.2 ⁷⁾	2.2 ⁷⁾
破壊開始点		中央下端	中央下端	南下端
破壊形式		同心円状	同心円状	同心円状
出典・設定条件	1)地震調査研究推進本部研究成果より設定 2)傾斜角より推定 3)松田(1975): logU=0.6M-4.0 4)M ₀ =μLWU μ=3.5×10 ¹¹ dyne/cm ² 5)第2次奈良県地震被害想定調査と同値 6)地震基盤のS波速度 7)V _r =0.72V _s 8)(新編)日本の活断層(1991)より 9)松田(1975): logL=0.6M-2.9			

(2) 想定するシーン

想定される被害が異なる3種類の特徴的な次のシーン(季節・時刻)を設定するとともに、それぞれ風速が平均的な毎秒3mと比較的強い毎秒8mの2種類のシーンを設定した。

シーン設定	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 *屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 *木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 *海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬・夕方18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的

被害や交通機能支障による影響が大きい。

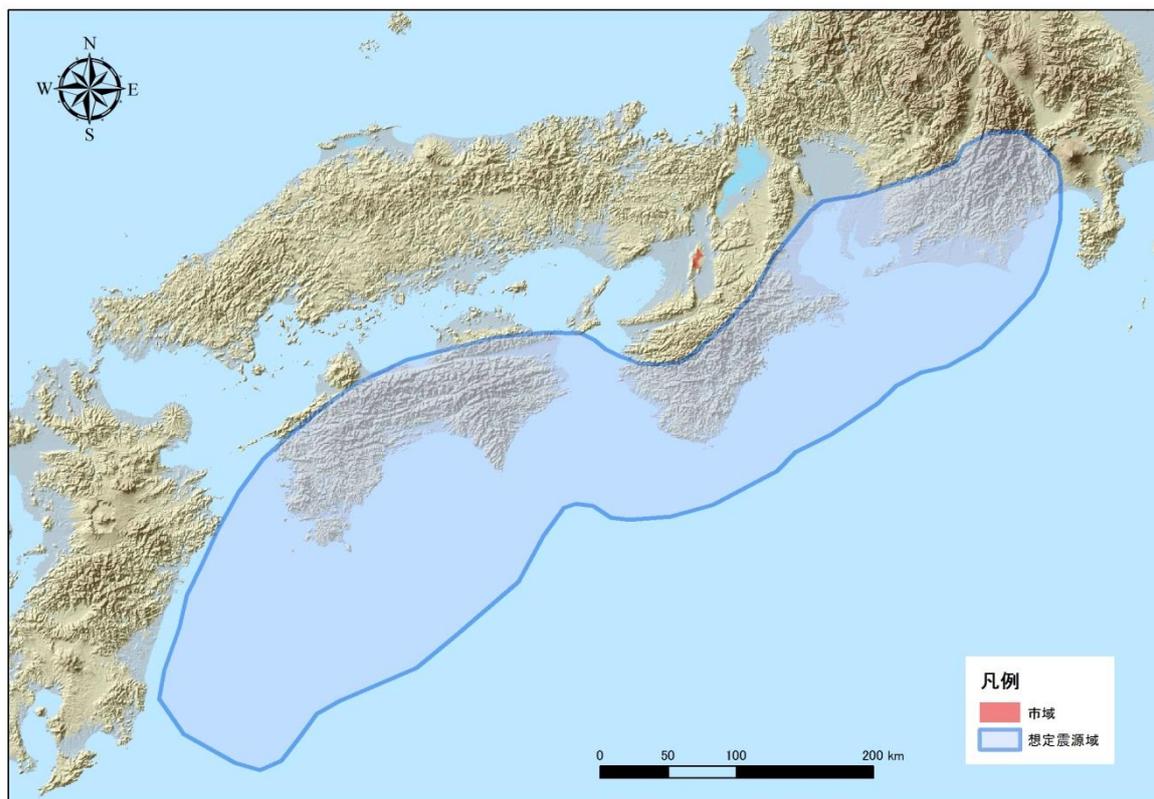
1-3-2 地震被害の想定方法

	想定項目	想定方法の概要
1	地震動	<p>活断層型地震である「生駒断層帯の地震」、「矢田断層の地震」、「奈良盆地東縁断層帯の地震」は、翠川・小林の手法（1982）により、震源断層の大きさ、距離減衰を考慮した工学的基盤における地震動を求めたうえで、表層地盤について、市域の表層地盤モデルごとの応答特性を等価線形法（SHAKE）により求め、各メッシュの地表地震動を算定した。</p> <p>海溝型地震である「南海トラフ地震」は、内閣府中央防災会議「南海トラフ巨大地震モデル検討会」において想定震源域が検討・設定され、震度分布が250mメッシュ単位で求められている。</p> <p>したがって、「南海トラフ地震」は、工学的基盤の速度については、国の計算値を利用するとともに、本市の地盤応答特性を考慮して地表の地震動を求めた。</p>
2	液状化	<p>液状化指数（P L 値）を道路橋示方書・同解説（V耐震設計編：2012）の方法に準じて求め、P L 値別の液状化面積率から液状化による建物被害棟数を算定した。</p> <p>なお、入力する地表最大加速度は、メッシュ毎に算定された地表最大加速度を用い、地震動特性による補正係数 C_w は、生駒断層帯の地震、矢田断層の地震、奈良盆地東縁断層帯の地震はタイプⅡ地震動（活断層型地震）、南海トラフ地震についてはタイプⅠ地震動（海溝型地震）とした。</p>
3	建物被害	<p>中央防災会議（2013）※の方法に準じて、構造別、建築年次別（木造6区分／非木造3区分）に全壊、半壊建物棟数を算定した。</p> <p>なお、建物は、固定資産税家屋データファイル（平成26年9月末現在）を用いて、建物単位で、構造別・階層別・建築年代別・用途別に整理した。整理した建築物は、住家の他、付属家、店舗、事務所、工場、倉庫等の非住家も含まれる。</p> <p>また、建物棟数等は、建築物被害の検討には、100mメッシュごとに求められている地表地震動を用いるため、建物ごとのデータを100mメッシュに振り分けた。各メッシュへの建物の集計は、建物の重心が含まれるメッシュに内に存在するものとし、メッシュごとに棟数を集計した。</p>
4	出火延焼被害	<p>中央防災会議（2013）※の方法に準じて、出火件数と消防力の運用等を用いて焼失棟数を算定する手法により、焼失棟数を算定した。</p> <p>また、被害想定は、季節・時刻、風速によって結果が異なることから、各条件で被害想定を行った。</p>
5	人的被害	<p>中央防災会議（2013）※の方法に準じて、地震に伴う建物倒壊、土砂災害、火災、ブロック塀倒壊等に起因する死者、負傷者（重傷者、軽傷者）を算定した。</p> <p>また、建物倒壊による要救助者数、建物被害により住家を失うり災者数、避難所生活者数を併せて算定した。</p>
6	ライフライン被害	<p>原則、中央防災会議（2013）※の方法に準じて、上水道、下水道については、埋設管の物的被害量を算定し、機能支障率を算定した。また、都市ガスについては、想定される地震動から供給停止戸数を算定した。</p> <p>なお、電気、通信については、中央防災会議（2013）※の方法は都道府県等の広範囲のエリアを対象とした検討方法であり、電柱折損に加え考慮すべき発電所の機能停止や停波する基地局等の想定が必要である。したがって、市域の電柱折損のみで想定される被害は過小評価になることから、奈良県第2次地震被害想定調査方法（2004）（中央防災会議（2003）：東南海、南海地震等に関する専門調査会で示された方法）の手法により算定した。</p>

※内閣府の中央防災会議に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、「首都直下地震モデル検討会」で示された想定方法

1-3-3 南海トラフ地震の震源域及び想定条件

(1) 想定地震の震源位置（海溝型地震）



(2) 想定条件

1) 地震の規模

南海トラフ巨大地震モデル検討会では、次の地震の規模を想定して計算を行っている。

	津波断層モデル	強震断層モデル
面積	約 14 万 km ²	約 11 万 km ²
モーメントマグニチュード M _w	9.1	9.0

なお、本市における被害想定を行う地震動は、南海トラフ巨大地震モデル検討会で検討された地震動5ケースのうち、揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について実施した。

2) 想定するシーン

想定される被害が異なる3種類の特徴的な次のシーン（季節・時刻）を設定するとともに、それぞれ風速が平均的な毎秒3mと比較的強い毎秒8mの2種類のシーンを設定した（活断層型地震と同様）。

1-3-4 想定地震の被災シナリオ

(1) 建物・人的被害

	生駒断層帯の地震	南海トラフの地震
地震直後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>強い揺れや液状化、がけ崩れや造成盛土の崩壊等により、建物被害多数発生 <input type="checkbox"/>死者、負傷者等多数発生 <input type="checkbox"/>条件（季節、時間）によらず、現存の消防力では消火できない火災があり延焼の可能性大 <input type="checkbox"/>道路通行支障により現場への急行が困難となる可能性高く、発災直後の消火・救出・救命活動は、地域住民自らの力が主軸となる <input type="checkbox"/>医療機関でも被災、または停電・断水により通常診療の継続が困難となる <input type="checkbox"/>多数の負傷者が被災地内の病院・診療所へも搬送され、診療環境が厳しい中、トリアージを余儀なくされる <input type="checkbox"/>大規模な余震により、新たな建物倒壊・がけ崩れ等による二次災害のおそれ <input type="checkbox"/>風水害や大規模事故等が複合的に発生した場合、さらに多数の死傷者が発生 <input type="checkbox"/>大阪府、奈良県の被害が甚大であるがその他の府県は被害軽微 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>強い揺れや液状化、がけ崩れや造成盛土の崩壊等により、建物被害相当数発生 <input type="checkbox"/>死者、負傷者等相当数発生 <input type="checkbox"/>条件（季節、時間）によっては、現存の消防力では消火できない火災があり延焼の可能性あり <input type="checkbox"/>道路通行支障により現場への急行が困難となる可能性高く、発災直後の消火・救出・救命活動は、地域住民自らの力が主軸となる <input type="checkbox"/>医療機関でも被災、または停電・断水により通常診療の継続が困難となる <input type="checkbox"/>多数の負傷者が被災地内の病院・診療所へも搬送され、診療環境が厳しい中、トリアージを余儀なくされる <input type="checkbox"/>大規模な余震により、新たな建物倒壊・がけ崩れ等による二次災害のおそれ <input type="checkbox"/>風水害や大規模事故等が複合的に発生した場合、さらに多数の死傷者が発生 <input type="checkbox"/>愛知県、三重県、和歌山県等では震度7を観測、大阪平野の一部を含む沿岸部は津波による死者、行方不明者多数発生
1～3 日後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ライフライン支障により、入院患者のうち相当数が被災地外医療機関への移送が必要となる <input type="checkbox"/>ライフライン・交通施設障害のため、一人暮らしを含む在宅療養者へのケアが著しく困難となる <input type="checkbox"/>多数犠牲者の身元確認、検視、遺体処置（棺桶・ドライアイス確保、火葬）の困難性が発現 <input type="checkbox"/>緊急消防援助隊、自衛隊、警察災害派遣隊、DMAT等による救出・救護活動が本格化 <input type="checkbox"/>余震等による二次災害防止のため、全国からの応援により被災建築物・宅地応急危険度判定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ライフライン支障により、入院患者のうち相当数が被災地外医療機関への移送が必要となる <input type="checkbox"/>ライフライン・交通施設障害のため、一人暮らしを含む在宅療養者へのケアが著しく困難となる <input type="checkbox"/>余震等による二次災害防止のため、全国からの応援により被災建築物・宅地応急危険度判定を実施 <input type="checkbox"/>広域災害のため、応援部隊の派遣が叶わない可能性あり <input type="checkbox"/>県は、県内各市町の被災状況を把握し、市町村間の応援・受援調整
1週間後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>建物被害がない住宅においても、水道・ガスなどライフライン支障継続により生活困窮が進行 <input type="checkbox"/>避難所生活者の身体的・精神的疲労が蓄積し、発病もしくは病状が悪化 <input type="checkbox"/>ライフラインの優先復旧が実施された被災地内の病院機能が回復 <input type="checkbox"/>り災証明書発行のための家屋被害調査が本格化 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>建物被害がない住宅においても、水道・ガスなどライフライン支障継続により生活困窮が進行 <input type="checkbox"/>避難所生活者の身体的・精神的疲労が蓄積し、発病もしくは病状が悪化 <input type="checkbox"/>ライフラインの優先復旧が実施された被災地内の病院機能が回復 <input type="checkbox"/>り災証明書発行のための家屋被害調査が本格化
1ヶ月後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>倒壊建物等撤去に伴い震災廃棄物の処理が本格化 <input type="checkbox"/>応急仮設住宅の建設が本格化 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>倒壊建物等撤去に伴い震災廃棄物の処理が本格化 <input type="checkbox"/>応急仮設住宅の建設が本格化

(2) ライフライン被害

	生駒断層帯の地震	南海トラフの地震
地震直後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>強い揺れ、建物倒壊、火災により、電柱・架空線の被害が発生し、市域の大半の世帯で停電 <input type="checkbox"/>インターネットは各戸ルーターの電源喪失により使用不能 <input type="checkbox"/>電柱・建物被害に伴い、携帯電話のアクセス回線、基地局中継伝送路の一部で機能喪失 <input type="checkbox"/>発信・受信規制措置により通信困難、パケット通信規制によりメール配信障害・遅延も発生 <input type="checkbox"/>安否確認用の災害伝言ダイヤルや災害用ブロードバンド伝言板、ケータイ「災害用伝言板」の運用が開始される <input type="checkbox"/>液状化による管路、浄水場等の被災や、停電による設備の運転停止により半数以上の世帯で断水発生 <input type="checkbox"/>都市ガスは低圧管損傷による二次災害防止のため、供給ブロック毎の安全遮断措置による供給停止 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>強い揺れ、建物倒壊、火災により、電柱・架空線の被害が発生し、市域の半数以上の世帯で停電 <input type="checkbox"/>津波の影響で関西地域の火力発電所の相当数が運転停止 <input type="checkbox"/>インターネットは各戸ルーターの電源喪失により使用不能 <input type="checkbox"/>電柱・建物被害に伴い、携帯電話のアクセス回線、基地局中継伝送路の一部で機能喪失 <input type="checkbox"/>発信・受信規制措置により超広域の通信困難、パケット通信規制によりメール配信障害・遅延も発生 <input type="checkbox"/>安否確認用の災害伝言ダイヤルや災害用ブロードバンド伝言板、ケータイ「災害用伝言板」の運用が開始される <input type="checkbox"/>液状化による管路、浄水場等の被災や、停電による設備の運転停止により半数以上の世帯で断水発生 <input type="checkbox"/>都市ガスは低圧管損傷による二次災害防止のため、供給ブロック毎の安全遮断措置による供給停止
1～3 日後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>変電設備被害に起因する停電については、配電ルートの切替え等により比較的短時間で復旧 <input type="checkbox"/>各通信事業者は、避難所等に衛星回線による特設公衆電話を設置 <input type="checkbox"/>電力復旧に伴い、徐々に通信機能が回復 <input type="checkbox"/>電柱、架空線の復旧は依然困難 <input type="checkbox"/>市全域の断水、被害状況が概ね判明 <input type="checkbox"/>日本水道協会を通じ、全国に給水活動や管路応急復旧の応援要請 <input type="checkbox"/>道路通行支障等により管路被害の復旧着手が困難 <input type="checkbox"/>一般社団法人日本ガス協会の調整等により全国からの応援部隊が編成され、被災地での活動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>変電設備被害に起因する停電については、配電ルートの切替え等により比較的短時間で復旧 <input type="checkbox"/>各通信事業者は、避難所等に衛星回線による特設公衆電話を設置 <input type="checkbox"/>電力復旧に伴い、徐々に通信機能が回復 <input type="checkbox"/>電柱、架空線の復旧は依然困難 <input type="checkbox"/>市全域の断水、被害状況が概ね判明 <input type="checkbox"/>道路通行支障等により管路被害の復旧着手が困難 <input type="checkbox"/>近隣府県の被害も甚大、燃料不足により、各種活動や応急復旧の応援困難 <input type="checkbox"/>継続する停電・通信障害・道路通行支障・ガソリン不足により、顧客世帯の安全点検、各戸開栓立ち会い等が難航
1 週間後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>仮復旧作業が進捗し、概ね復電が完了 <input type="checkbox"/>仮架空ルート等による応急復旧により通信支障箇所が減少 <input type="checkbox"/>仮設給水栓により受水可能地域拡大 <input type="checkbox"/>全国ガス事業者の応援により復旧速度が加速 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>仮復旧作業が進捗し、概ね復電が完了 <input type="checkbox"/>沿岸部の大部分の発電所が停止しており、復電後も計画停電が継続 <input type="checkbox"/>仮架空ルート等による応急復旧により通信支障箇所が減少 <input type="checkbox"/>仮設給水栓により受水可能地域拡大 <input type="checkbox"/>都市ガス低圧管被害が概ね復旧 <input type="checkbox"/>燃料不足により復旧資材の調達や他地域からの応援要員収集が困難
1 ヶ月後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>変電所・配電設備の本復旧が進捗 <input type="checkbox"/>通信施設等の本復旧が進捗 <input type="checkbox"/>管路、浄水場の応急復旧が完了、概ね送水可能 <input type="checkbox"/>都市ガス低圧管被害が概ね復旧 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>変電所・配電設備の本復旧が進捗 <input type="checkbox"/>通信施設等の本復旧が進捗 <input type="checkbox"/>管路、浄水場の応急復旧が完了、概ね送水可能 <input type="checkbox"/>全国的な燃料不足、供給停滞が発生

(3) 交通・公共土木施設等被害

	生駒断層帯の地震	南海トラフの地震
地震直後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>揺れ、液状化、がけ崩れなどにより、道路被害が多数発生 <input type="checkbox"/>多数の通行不能箇所が発生し、消防による消火・救急活動は著しく困難 <input type="checkbox"/>緊急輸送道路等が緊急交通路として指定され、警察による通行規制 <input type="checkbox"/>鉄道は全線不通、帰宅困難者が発生 <input type="checkbox"/>埋設深の浅い下水道管を中心に管路の変位・閉塞により汚水流下支障、また停電に伴いマンホールポンプ等が停止 <input type="checkbox"/>砂防、治山施設、ため池等において、揺れや液状化等により施設の損傷が発生 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>揺れ、液状化、がけ崩れなどにより、道路被害が相当数発生 <input type="checkbox"/>多数の通行不能箇所が発生し、消防による消火・救急活動は著しく困難 <input type="checkbox"/>緊急輸送道路等が緊急交通路として指定され、警察による通行規制 <input type="checkbox"/>鉄道は全線不通、帰宅困難者が発生 <input type="checkbox"/>埋設深の浅い下水道管を中心に管路の変位・閉塞により汚水流下支障、また停電に伴いマンホールポンプ等が停止 <input type="checkbox"/>砂防、治山施設、ため池等において、揺れや液状化等により施設の損傷が発生
1～3 日後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>各所の道路啓開・応急復旧作業が競合、実働部隊が絶対的に不足 <input type="checkbox"/>ヘリコプターの輸送を検討 <input type="checkbox"/>鉄道は、多大な被害、停電事情、道路事情により、現場確認・復旧工事は難航 <input type="checkbox"/>停電・管路・施設被害による汚水滞留の影響により、マンホールから汚水が溢水 <input type="checkbox"/>応援を受け、市街地の汚水溢水の原因となる中継ポンプ場を優先して、電源車・ポンプ車による仮設排水 <input type="checkbox"/>衛生事業者の協力を受け、バキューム車による溢水滞留汚水除去、被災地外のし尿処理施設に搬入、周辺地域の消毒作業を実施 <input type="checkbox"/>TEC-FORCE の派遣を受け二次災害が想定される箇所の応急復旧を実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>各所の道路啓開・応急復旧作業が競合、実働部隊が絶対的に不足 <input type="checkbox"/>ヘリコプターの輸送を検討 <input type="checkbox"/>鉄道は、多大な被害、停電事情、道路事情により、現場確認・復旧工事は難航 <input type="checkbox"/>停電・管路・施設被害による汚水滞留の影響により、マンホールから汚水が溢水 <input type="checkbox"/>燃料供給の途絶により電源車やポンプ車による仮設排水も不可能 <input type="checkbox"/>衛生事業者のバキューム車による溢水汚水除去も困難 <input type="checkbox"/>広域の被害により、TEC-FORCE の派遣調整難航
1 週間後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>主要道路の啓開・応急工事が進行し、各種の復旧・支援活動が本格化 <input type="checkbox"/>鉄道は市外の一部地域で運転再開 <input type="checkbox"/>近隣他府県からの応援を受け、避難所等の仮設トイレ増設 <input type="checkbox"/>復電に伴うポンプ設備を優先した設備修繕により、マンホールからの汚水溢水は解消 <input type="checkbox"/>被災した下水道処理場は簡易処理を継続、公共水域の水質汚濁が進行 <input type="checkbox"/>測量設計業界・全国自治体からの土木技術職員の応援を受けて被災箇所の本格調査点検 <input type="checkbox"/>道路啓開等に引き続き、緊急性の高い箇所から応急対策工事の着手 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>主要道路の啓開・応急工事が進行し、各種の復旧・支援活動が本格化 <input type="checkbox"/>鉄道は市外の一部地域で運転再開 <input type="checkbox"/>汚水溢水箇所の消毒作業等も依然困難 <input type="checkbox"/>測量設計業界・全国自治体からの土木技術職員の応援を受けて被災箇所の本格調査点検 <input type="checkbox"/>燃料不足により応急工事の着手は依然困難
1 ヶ月後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>被災地の街細路を含め、一定の通行確保は完了 <input type="checkbox"/>大規模被害箇所については通行止め箇所・片側交互通行箇所も多数残存 <input type="checkbox"/>全国自治体からの職員派遣の応援を受け、本復旧工事準備 <input type="checkbox"/>下水道処理場・集落排水処理施設の応急復旧が完了、汚水処理能力が回復 <input type="checkbox"/>近鉄は、ほぼ全線において運転が再開 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>被災地の街細路を含め、一定の通行確保は完了 <input type="checkbox"/>大規模被害箇所については通行止め箇所・片側交互通行箇所も多数残存 <input type="checkbox"/>燃料供給は回復するが、全国的な資材不足により施設の復旧・工事は停滞

(4) 被災者支援対応等

	生駒断層帯の地震	南海トラフの地震
地震直後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 庁舎建物自体は倒壊をまぬがれるが室内散乱 <input type="checkbox"/> 災害対策本部が設置され、情報収集を開始 <input type="checkbox"/> 停電・通信・交通支障により、現地被害状況の収集伝達は極めて困難 <input type="checkbox"/> 自衛隊災害派遣（人命救助）要請 <input type="checkbox"/> 消防庁（緊急消防援助隊）、国土交通省等への応援要請・受援調整 <input type="checkbox"/> 消防団・自主防災会等が倒壊家屋への呼びかけ、救助・救出活動実施、なお、平日昼間発災時は、在宅する主婦や高齢者、小中学生、高校生が地元応急対応 <input type="checkbox"/> 指定避難所、地区連絡所を開設 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 庁舎建物自体は倒壊をまぬがれるが室内散乱 <input type="checkbox"/> 災害対策本部が設置され、情報収集を開始 <input type="checkbox"/> 停電・通信・交通支障により、現地被害状況の収集伝達は極めて困難 <input type="checkbox"/> 広域での甚大な災害となり、国等からの受援が困難 <input type="checkbox"/> 消防団・自主防災会等が倒壊家屋への呼びかけ、救助・救出活動実施、なお、平日昼間発災時は、在宅する主婦や高齢者、小中学生、高校生が地元応急対応 <input type="checkbox"/> 指定避難所、地区連絡所を開設
1～3 日後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人命救助・緊急輸送道路通行確保を主眼とした受援調整（消防庁・自衛隊・国土交通省・建設業協会）を実施 <input type="checkbox"/> 災害時応援協定等に基づき、遠隔地の自治体に応援派遣要請 <input type="checkbox"/> 被害・復旧情報の広報を実施 <input type="checkbox"/> 避難所において避難者名簿作成 <input type="checkbox"/> 備蓄物資等の各避難所へ搬送開始 <input type="checkbox"/> 電力・水道・通信等のライフライン支障が生じている避難所が多数あり <input type="checkbox"/> 地区連絡所では、通信事業者により仮設衛星電話等が設置される <input type="checkbox"/> 避難所となる施設管理者や職員の数が不足し、増加する避難者のニーズに応じることが困難 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアが被災地へ入り始め、社会福祉協議会等が中心となり受入れ調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害時応援協定等に基づき、遠隔地の自治体に応援派遣要請 <input type="checkbox"/> 被害・復旧情報の広報を実施 <input type="checkbox"/> 避難所において避難者名簿作成 <input type="checkbox"/> 備蓄物資等の各避難所へ搬送開始 <input type="checkbox"/> 電力・水道・通信等のライフライン支障が生じている避難所が相当数あり <input type="checkbox"/> 地区連絡所では、通信事業者により仮設衛星電話等が設置される <input type="checkbox"/> 避難所となる施設管理者や職員の数が不足し、増加する避難者のニーズに応じることが困難 <input type="checkbox"/> 全国的な生産・物流機能の低下により、物資供給不足
1 週間後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 随時、被害・復旧情報の広報リリース <input type="checkbox"/> ライフライン・交通施設被害復旧見込みについての情報収集・調整 <input type="checkbox"/> 各自治体間の人的・物的応援調整 <input type="checkbox"/> 避難所生活の長期化に伴う問題等が顕在化 <input type="checkbox"/> 災害ボランティア活動が本格化、避難所での要援護者対応が一部改善 <input type="checkbox"/> 学校が避難所の場合、授業などの学校活動との兼ね合いについて関係者協議 <input type="checkbox"/> 協定先企業と供給物資および配送手配について調整し、被災地への支援物資の安定供給を実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 随時、被害・復旧情報の広報リリース <input type="checkbox"/> ライフライン・交通施設被害復旧見込みについての情報収集・調整 <input type="checkbox"/> 各自治体間の人的・物的応援調整 <input type="checkbox"/> 避難所生活の長期化に伴う問題等が顕在化 <input type="checkbox"/> 災害ボランティア活動が本格化、避難所での要援護者対応が一部改善 <input type="checkbox"/> 学校が避難所の場合、授業などの学校活動との兼ね合いについて関係者協議 <input type="checkbox"/> 協定先企業と供給物資および配送手配について調整し、被災地への支援物資の安定供給を実施
1 ヶ月後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被災者の生活再建支援継続 <input type="checkbox"/> 物流機能がほぼ回復、日常的な生活物資入手が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被災者の生活再建支援継続

2 各種法に定められた計画掲載事項に関する資料

2-1 災害対策基本法

2-1-1 災害時要援護者の避難行動支援について地域防災計画に定めなければならない事項

市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた災害時要援護者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月策定）」に基づき、次の事項の考え方をもとに「災害時要援護者避難支援プラン」の全体計画を定めるとともに、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握し、名簿を作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定に努める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に災害時要援護者と具体的な打合せを行いながら、策定することに留意する。

避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者になり得る者は、自治会、自主防災会、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会をはじめ、その他の地域に根差した幅広い団体構成員並びにその他災害時要援護者の避難支援に関わる者とする。

名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

- ア 70 歳以上のひとり暮らし高齢者
- イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する要介護認定において、要介護 3 以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者程度等級表の 1 級・2 級の者
- エ 「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児童 156 号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている A 判定の者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成 7 年法律第 94 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級の者
- カ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けいている難病患者
- キ 上記に準じる状態にあつて、自ら要援護者であることを申し出た者

名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時要援護者名簿（以下、「名簿」という。）には、掲載者の小学校区、要援護者の要件区分（介護・障がい状況）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（ひとり暮らしの場合のみ）、世帯構成（氏名、続柄、性別、年齢）、緊急連絡先（ひとり暮らしの場合のみ）、災害時における避難に関する事項、ひとり暮らし情報（民生委員・児童委員、主治医、通院、健康状態、食生活等）、住民コード、その他の特記事項等を掲載する。

また、名簿作成に必要な個人情報は、生駒市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に従い、福祉関係課が保有する次に掲げる台帳から災害時要援護者の要件に合う者の情報を収集するとともに、

関係機関の協力による訪問調査、情報提供等により収集する。

- ア 住民基本台帳
- イ 高年齢者台帳
- ウ 要介護認定台帳
- エ 身体障害者更生指導台帳
- オ 療育手帳交付台帳
- カ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- キ 市の関係部課において支援が必要な状況にあると判断している者

名簿の更新に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。
また、転居や死亡等により、災害時要援護者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、更新時に名簿から削除する。

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

以下の事項を徹底する。

- ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該災害時要援護者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 地域の自主防災組織等に対して市内全体の名簿を提供しないなど、災害時要援護者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
- オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- カ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

災害時要援護者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。
- エ 広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
- オ 災害時要援護者自身が情報を取得できるよう、テレビ、携帯電話等への災害情報の伝達を活用する。

避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所

(1) 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から住民の安全を確保するための場所

No.	施設名	所在地	災害区分	
			地震	風水害
1	生駒北小学校	高山町12595	○	○
2	生駒北中学校	高山町6794	○	○
3	生駒北スポーツセンター	高山町166-2	○	○
4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西1-5-2	○	○
5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南2-16	○	○
6	北大和体育館	北大和3-5077	○	○
7	真弓小学校	真弓1-11-15	○	○
8	上中学校	上町3000	○	○
9	北コミュニティセンターISTAはばたき	上町1543	○	○
10	あすか野小学校	あすか野南2-5-1	○	○
11	生駒台小学校	新生駒台1-33	○	○
12	光明中学校	小明町55	○	○
13	総合公園体育館	小明町1807-1	○	○
14	俵口小学校	俵口町614-1	○	○
15	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘7-15	○	○
16	図書会館	辻町238	○	○
17	生駒小学校	山崎町4-44	○	○
18	生駒市役所駐車場	東新町1-1	○	○
19	セラビーいこま	東新町1-3	○	○
20	市民体育館	門前町9-20	○	○
21	生駒東小学校	東生駒4-398-110	○	○
22	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘2232	○	○
23	壺分小学校	壺分町356-1	○	○
24	大瀬中学校	小瀬町911-1	○	○
25	生駒南小学校	萩原町335	○	○
26	生駒南中学校	萩原町90	○	○
27	むかひやま公園体育館	萩原町673	○	○
28	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町18	○	○ (第2駐車場を除く)
29	生駒南第二小学校	小平尾町927	○	○
30	井出山体育館	小平尾町1766-1	○	○
31	小平尾南体育館	小平尾町1629	○	○

※原則として、施設に隣接するグラウンドや駐車場を指定

※不足する地域は、ある程度の広さをもつ公園（地区公園、近隣公園、街区公園）、緑道、、広場、高山竹林園等を候補地として指定を検討する

(2) 指定避難所

被災者が一定期間滞在して避難生活をおくる場所

No.	施設名	所在地	電話	収容可能人数	管理責任者
1	生駒北小学校	高山町12595	78-1100	1,370	学 校 長
2	生駒北中学校	高山町6794	78-1115	1,360	学 校 長
3	生駒北スポーツセンター	高山町166-2	78-1112	760	スホ [°] ーツ振興課長
4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西1-5-2	78-6282	1,550	学 校 長
5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南2-16	78-7231	1,530	学 校 長
6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南2-3-3	78-7966	220	施設管理課長
7	北大和体育館	北大和3-5077	78-1617	160	スホ [°] ーツ振興課長
8	真弓小学校	真弓1-11-15	78-4326	1,840	学 校 長
9	上中学校	上町3000	78-4140	2,260	学 校 長
10	北コミュニティセンターISTAはばたき	上町1543	71-3331	2,170	施設管理課長
11	あすか野小学校	あすか野南2-5-1	78-6208	1,540	施設管理課長
12	生駒台小学校	新生駒台1-33	75-0075	1,730	学 校 長
13	光明中学校	小明町55	74-7447	1,530	学 校 長
14	総合公園体育館	小明町1807-1	74-7710	800	スホ [°] ーツ振興課長
15	俵口小学校	俵口町614-1	74-8832	1,900	学 校 長
16	生駒中学校	西松ヶ丘9-19	75-0071	2,040	学 校 長
17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘7-15	75-1980	1,580	学 校 長
18	図書会館	辻町238	75-5000	1,030	施設管理課長
19	生駒小学校	山崎町4-44	73-4378	2,240	学 校 長
20	たけまるホール	北新町9-28	75-0101	980	施設管理課長
21	市民体育館	門前町9-20	74-4701	1,120	スホ [°] ーツ振興課長
22	コミュニティセンター	元町1-6-12	73-0500	310	所 長
23	生駒東小学校	東生駒4-398-110	74-3572	1,670	生涯学習課長
24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘2232	74-8833	1,950	学 校 長
25	壺分小学校	壺分町356-1	76-8615	1,580	学 校 長
26	大瀬中学校	小瀬町911-1	77-7891	1,730	学 校 長
27	生駒南小学校	萩原町335	77-8021	1,480	学 校 長
28	生駒南中学校	萩原町90	77-8121	1,520	学 校 長
29	むかいやま公園体育館	萩原町673	77-0330	250	スホ [°] ーツ振興課長
30	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町18	77-0001	1,270	施設管理課長
31	生駒南第二小学校	小平尾町927	77-6780	1,400	学 校 長
32	井出山体育館	小平尾町1766-1	76-6091	170	スホ [°] ーツ振興課長
33	小平尾南体育館	小平尾町1629	77-7371	170	スホ [°] ーツ振興課長

※生駒中学校は土砂災害警戒区域内にあるため、施設使用時には留意が必要

(3) 福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話	運営主体
1	梅寿荘	門前町8-7	74-1175	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
2	やすらぎの杜 延寿	小瀬町1100	76-2266	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
3	フォレストホーム	北田原町2429-4	78-6722	社会福祉法人 長 命 荘
4	高山ちどり	高山町8030	70-1832	社会福祉法人 晋 栄 福 祉 会
5	やすらぎの杜 優楽	小瀬町324-2	76-3300	医療法人仁悠会 (指 定 管 理)
6	福祉センター	さつき台2-6-1	73-0700	社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会 (指 定 管 理)
7	かざぐるま	壺分町356-2	77-9900	社会福祉法人 い こ ま 福 祉 会

※福祉センターは土砂災害警戒区域内にあるため、施設使用时には留意が必要

2-2 水防法

2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等

区域	所在地	伝達方法	避難場所 ^{※1}
竜田川	俵口町、谷田町	市登録制メール	生駒中学校 桜ヶ丘小学校 生駒台小学校
	山崎町、新旭ヶ丘、中菜畑 1丁目、中菜畑2丁目、西 菜畑町	市登録制メール	緑ヶ丘中学校 生駒小学校 生駒東小学校
	壺分町、小瀬町	市登録制メール	大瀬中学校 壺分小学校
	有里町、萩原町、小平尾町	市登録制メール	生駒南中学校 生駒南小学校 南コミュニティセンターせせらぎ 生駒南第二小学校 井出山体育館
富雄川	高山町	市登録制メール	生駒北小学校

※1 浸水想定区域は2.0m以下のため、2階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。当該欄は最寄りの避難場所を示す。

2-2-2 浸水想定区域に係る災害時要援護者利用施設一覧

(1) 竜田川

番号	施設名称	所在地	電話番号 (0743)	伝達方法※ ¹	避難場所※ ²
1	永楽園	老分町 1130	76-1682	市登録制メール 施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校
2	ワンステップ	小瀬町 34-9 ヒノデハイツ 102	85-6664	市登録制メール 施設管理者に電話	生駒南小学校

※1 水防警報等が発表されたときの情報伝達方法

※2 浸水想定区域は 2.0m 以下のため、2 階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。当該欄は最寄りの避難場所を示す。

※3 要援護者利用施設

要援護者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者等の社会福祉施設

施設	種類
高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設	認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所事業所、地域活動支援センター、障害児小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童デイサービス事業所

② 有床の病院・診療所

③ 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校

(2) 富雄川

該当なし

2-3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等

土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所 ^{※1}
高山町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒北スポーツセンター体育館 生駒北小学校 生駒北中学校
鹿畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台中学校
鹿ノ台北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校
鹿ノ台西3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校
上町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校 北コミュニティセンターISTA はばたき
真弓南1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	真弓小学校
あすか野北2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
あすか野北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
あすか野南2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
白庭台1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校
白庭台4丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校
白庭台5丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	北コミュニティセンターISTA はばたき
生駒台北	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校
生駒台南	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校
北田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	(光明中学校)
南田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	光明中学校
小明町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校 光明中学校
光陽台	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校
東松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
西松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校 たけまるホール
俵口町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校
谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	桜ヶ丘小学校
辻町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	図書会館
北新町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
軽井沢町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校
新旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校
仲之町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター
西旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター

土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所※ ¹
東旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒小学校
本町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター
元町1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター
元町2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 市民体育館
門前町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
山崎町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒小学校
山崎新町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター
菜畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校
西菜畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校
東生駒2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒東小学校
東生駒4丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒東小学校
東菜畑1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒小学校
緑ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校
小瀬町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	大瀬中学校
さつき台1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	壱分小学校
さつき台1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	壱分小学校
壱分町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	壱分小学校
乙田町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	大瀬中学校
萩の台	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	大瀬中学校
青山台	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南中学校
有里町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南中学校
小倉寺町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南中学校
鬼取町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南中学校
大門町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南中学校
西畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南中学校
萩原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南中学校 生駒南小学校
小平尾町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒南第二小学校 井出山体育館 小平尾南体育館

2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧

番号	施設名称	所在地	電話番号 (0743)	伝達方法※1	避難場所
1	高山ちどり	高山町 8030	70-1832	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校
2	あすか野小学校	あすか野南 2-5-1	78-6208	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
3	あすか野小児童育成クラブ3	あすか野南 2-5-1	71-0005	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
4	あすか野幼稚園	あすか野南 2-5-2	78-6292	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
5	通所介護事業所「デイセンター憩の家」	元町 2-8-46	75-8810	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
6	阪奈中央病院	俵口町 741	74-8660	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校
7	白百合幼稚園	西松ヶ丘 3-40	73-2368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
8	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	75-0071	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
9	生駒市デイサービスセンター幸楽	北新町 3-1	74-3333	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
10	通所介護事業所「梅寿荘デイセンター」	元町 2-14-8	74-6644	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
11	こども支援センターあすなる	元町 2-14-8	74-2050	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
12	いこま乳児院	元町 2-14-8	74-1172	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
13	いこま乳児保育園	元町 2-14-8	74-1174	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
14	愛染寮	元町 2-14-8	74-1172	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
15	テクノパークふらぼの	元町 2-1-19 元町ストレー トビル1階	85-5658	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
16	ふらぼのスコラ	元町 2-1-19 元町ストレー トビル1階	85-6397	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
17	クラウド介護サービス奈良	門前町 11-5	73-3120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
18	訪問介護じょんのび	門前町 11-5	73-8040	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
19	リーガルシニア生駒	門前町 11-5	70-8818	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館

番号	施設名称	所在地	電話番号 (0743)	伝達方法*1	避難場所
20	ハートてらす	大門町 218-1	89-0738	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	むかいやま公園体育館
21	さくらんぼ	大門町 218-1	89-0738	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	むかいやま公園体育館
22	ソフィア東生駒保育園	東生駒 4-398-280	74-1407	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒東小学校
23	生駒市福祉センター	さつき台 2-6-1	73-0700	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒東小学校
24	生活支援センターあけび	さつき台 2-6-1	71-6117	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒東小学校
25	きこり	西菜畑町 2150	71-6388	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校

※1 土砂災害警戒情報等が発表されたときの情報伝達方法

※2 要援護者利用施設

要援護者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者等の社会福祉施設

施設	種類
高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設	認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所事業所、地域活動支援センター、障害児小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童デイサービス事業所

② 有床の病院・診療所

③ 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校

3 防災の体制に関する資料

3-1 組織・業務分担

3-1-1 生駒市及び防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

(1) 生駒市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
市	1. 市防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 災害時要援護者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 市災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 災害時要援護者の福祉的処遇 10. 避難の勧告又は指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

(2) 奈良県の機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画
奈良県警察本部 (生駒警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

(3) 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索・救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

(4) 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林業等に対する災害融資の斡旋指導
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
大阪管区气象台 (奈良地方气象台)	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及啓発 4. 職員の派遣(知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う)	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供	

(5) 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便(株) (生駒郵便局)		1.被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2.被災者が差し出す郵便物の料金免除 3.被災者あて救助用郵便物の料金免除 4.被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分	
西日本電信電話(株) (奈良支店)	1.電気通信設備の保全と整備 2.気象情報の伝達	1.電気通信設備の応急対策 2.災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本放送協会 (奈良放送局)	1.放送施設の保全と整備 2.気象予警報等の放送	1.気象情報等および災害情報の放送 2.災害時における広報活動 3.放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
関西電力(株) (奈良支店)	電力施設の保全	1.災害時における電力供給対策 2.電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
大阪ガス(株) (導管事業部北東部導管部)	ガス供給施設の保全と防災管理	1.ガス供給施設の応急対策 2.災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運(株) (奈良支店)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
日本赤十字社 奈良県支部	1.医療救護班の派遣準備 2.被災者に対する救援物資の備蓄 3.血液製剤の確保及び供給体制の整備	1.災害時における医療救護 2.防災ボランティアの派遣 3.血液製剤の確保及び供給	義援金の受入・配分の連絡調整

(6) 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道(株) 奈良交通(株)	輸送施設等の保全と整備	1.災害時における交通輸送の確保 2.輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
(一社)奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスの災害復旧
(公社)奈良県トラック協会		1.緊急物資の輸送 2.緊急輸送車両の確保	
奈良県土地開発公社 奈良県道路公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧
北倭土地改良区	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農地、農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農地、農業用施設の復旧

(7) 公共的団体・機関その他防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県農業共同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 3. 県・市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又はその斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
生駒商工会議所		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資、斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
(一社)生駒市医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び負傷者の医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
(一社)生駒市歯科医師会	1. 歯形による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
(一社)奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
KCN (近鉄ケーブルネットワーク)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道 2. ケーブル施設の応急対策	1. ケーブル施設の復旧
新聞・テレビ等報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
(社福)生駒市社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 市災害ボランティア本部の設置・運営訓練	市災害ボランティアセンターの運営支援	

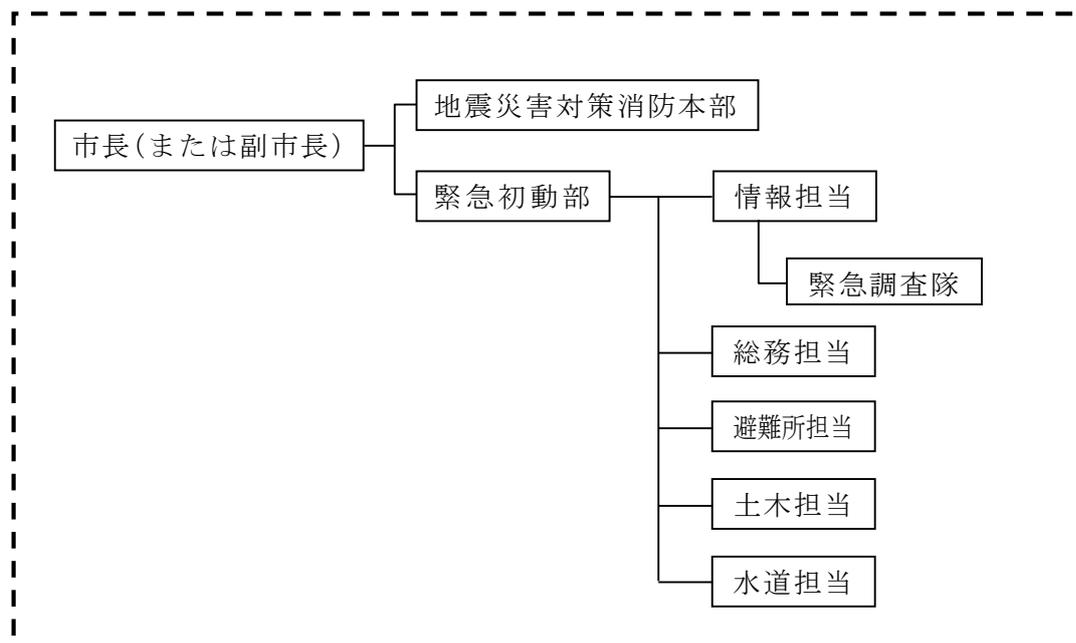
3-1-2 災害対策本部編成表

<p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">【本部長】 市長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">【副本部長】 副市長 教育長 水道事業管理者</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">【本部員】 各部長</p> </div>	<p>本部事務局 ◎企画財政部 市長公室</p>	<p>統括班</p>	<p>○危機管理課、企画政策課、秘書広報広聴課（秘書）</p>	
			<p>広報班</p>	<p>○秘書広報広聴課（広報）、情報政策課、市民活動推進課、市民活動推進センター</p>
			<p>情報収集整理班</p>	<p>○財政課、会計課、監査事務局、議会事務局</p>
			<p>財務班</p>	<p>○財政課、会計課</p>
			<p>資源管理班</p>	<p>○総務課、契約検査課、選挙管理委員会事務局</p>
			<p>動員班</p>	<p>○人事課</p>
	<p>救援部 ◎市民部 統括担当：市民課</p>	<p>被災者救援班</p>	<p>○市民課、課税課、収税課、人権施策課、男女共同参画プラザ、人権文化センター、学校給食センター</p>	
			<p>調査班</p>	<p>○課税課、収税課、生活安全課、消費生活センター</p>
	<p>医療福祉部 ◎福祉部 子ども健康部 統括担当：子ども課</p>	<p>医療防疫班</p>	<p>○子ども課、健康課、病院事業推進課、国保医療課、子育て支援総合センター、保育園、幼稚園</p>	
			<p>福祉班</p>	<p>○高齢施策課、障がい福祉課、保護課、介護保険課</p>
	<p>水道部 ◎上下水道部 統括担当：上下水道部総務課</p>	<p>下水道班</p>	<p>○下水道課、竜田川浄化センター</p>	
			<p>水道班</p>	<p>○上下水道部総務課、工務課、浄水場</p>
	<p>環境経済部 ◎環境経済部 統括担当：環境モデル都市推進課</p>	<p>経済班</p>	<p>○経済振興課、農業委員会事務局、高山竹林園</p>	
			<p>衛生班</p>	<p>○環境モデル都市推進課、環境事業課、清掃リレーセンター</p>
<p>土木部 ◎建設部 都市整備部 統括担当：土木課</p>	<p>土木班</p>	<p>○土木課、管理課、事業計画課、都市計画課、公園管理課</p>		
		<p>建築班</p>	<p>○建築課、営繕課、みどり景観課、花のまちづくりセンター</p>	
<p>教育部 ◎教育総務部 生涯学習部 統括担当：教育総務課</p>	<p>避難所・学校班</p>	<p>○教育総務課、教育指導課、学校給食センター（兼任）</p>		
		<p>避難所・社会教育班</p>	<p>○生涯学習課、スポーツ振興課、図書館、図書館南分館、図書館北分館、生駒駅前図書室</p>	
<p>消防部 ◎消防本部</p>	<p>消防庶務班</p>	<p>○消防本部総務課</p>		
		<p>消防情報班</p>	<p>○予防課</p>	
		<p>消防統括指揮班</p>	<p>○警防課</p>	
		<p>通信統制班</p>	<p>○警防課</p>	
		<p>災害活動班</p>	<p>○消防署</p>	

※◎は災害対策本部体制時の部長、○は同班長を示す
 また、各部の統括担当は、当該部に関する次の役割を担う
 ・部長の重要な意思決定に係る補佐
 ・部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示

3-1-3 緊急初動体制

(地震災害発生～概ね6時間 (災害対策(警戒)本部体制確立))



(1) 災害対策(警戒)本部緊急初動体制(緊急初動部)

災害対策(警戒)本部緊急初動体制では、発災直後から参集可能な職員が全員揃うまでの間(災害対策(警戒)本部体制が確立するまでの間)人員が不足するため、十分な応急対策活動が実施できないことから現有人員の総力を持って柔軟に対応することとなる。

参集した職員は、緊急初動体制(緊急初動部)から災害対策(警戒)本部体制に移行確立できるまでの間、参集状況や災害状況により臨機応変な班編成により対応することとなる。

したがって、活動を行う際は個々の任務を柔軟に対応するとともに本部との連絡を密に行う。

(2) 地震災害対策消防本部

消防長は、発災直後に応急体制を確立し、災害応急対策の推進を図るため、特別配備体制発令と同時に地震災害対策消防本部を設置する。なお、生駒市災害対策(警戒)本部が設置された場合、地震災害対策消防本部は、生駒市災害対策(警戒)本部に吸収され、災害対策(警戒)本部の消防部を構成する。

表 緊急初動部各担当の主な任務

担当名	主な任務
情報担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の災害情報を収集、統括し、情報を整理する。 2 整理した情報を本部に連絡し、地震災害対策消防本部と情報を共有する。 3 職員の参集状況、安否を整理、把握する。
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況等を把握する。 2 災害対策本部の設置準備を行う。 3 電話、防災無線の機能確認を行い、消防本部、県（防災統括室）等の関係機関にに対する連絡手段を確保する。 4 初動活動により得た災害情報及び初動活動実施状況を逐次本部に報告する。
避難所担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区連絡所、避難所、救護所の安全を確認し、電気、水道、ガス等の機能状況等を把握する。 2 市民の自主避難に対応できるよう地区連絡所、避難所、救護所の開設準備を行う。 3 避難所周辺の被害状況を迅速に把握し、災害情報及び初動活動実施状況を逐次本部に報告する。
土木担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の道路支障状況を早急に調査する。 2 初動活動に支障のある被害箇所のうち、応急復旧が可能なものは対応する。 3 初動活動により得た災害情報及び初動活動実施状況を逐次本部に報告する。
水道担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の水道施設の機能支障状況を早急に調査する。 2 応急復旧の可能なものは対応する。 3 初動活動により得た災害情報及び初動活動実施状況を逐次本部に報告する。

3-1-4 原子力災害警戒本部事務分掌

部	所掌事務
本部事務局	気象・水位等の情報収集 職員の配備・動員 原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖 通信手段の確保 情報の収集、整理 情報の伝達、報告 市民への情報発信・広報
救援部	職員の配備・動員 原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖 情報の収集、整理 情報の伝達、報告
医療福祉部	
水道部	
環境経済部	
土木部	気象・水位等の情報収集 職員の配備・動員 原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖 情報の収集、整理 情報の伝達、報告
教育部	職員の配備・動員 原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖 広域避難所の開設・運営・閉鎖 情報の収集、整理 情報の伝達、報告
消防部	気象・水位等の情報収集 職員の配備・動員 原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖 通信手段の確保 情報の収集、整理 情報の伝達、報告 警戒区域の設定 避難勧告等の発令 避難誘導

3-2 配備基準関連

3-2-1 気象予警報等の発表基準

○県予報区：奈良県 ○一次細分区域：北部 ○市町村等をまとめた地域：北西部				
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮		高潮になると予想される場合	
	波浪		高波になると予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。				
警報	大雨	浸水害	雨量基準 平坦地：1時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm	
		土砂災害	土壌雨量指数基準 124	
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm	
		流域雨量指数基準	竜田川流域=12、富雄川流域=8	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ：20cm
			山地	24時間降雪の深さ：30cm
波浪	有義波高	—		
高潮	潮位	—		
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm	
		流域雨量指数基準	竜田川流域=7、富雄川流域=6	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ：5cm
			山地	24時間降雪の深さ：10cm
	波浪	有義波高	—	
	高潮	潮位	—	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	—		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上 又はかなりの降雨 ^{*1}		
低温	最低気温-5℃以下 ^{*1}			
霜	4月以降の晩霜			
着氷	—			
着雪	24時間降雪の深さ:20cm 以上、気温:-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 気温は奈良地方気象台の値。

参考：奈良地方気象台資料（平成 27 年 7 月現在）

3-2-2 雨量観測所一覧

河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	設置者
竜田川	生駒	生駒市門前町 (生駒市民体育館駐車場)	自記テレメータ	国土交通省 大和川河川事務所
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所
竜田川	俵口	生駒市俵口町 (阪奈道路俵口インター)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所
富雄川	高山	生駒市高山町 (生駒消防署北出張所)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所

参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）

3-2-3 水位観測所一覧

河川名	観測所名	所在地 (量水標)	種別	設置者
竜田川	一分	生駒市老分町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所
富雄川	高山	生駒市高山町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所

参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）

3-2-4 水防警報の種類及び基準

階 級	警報の種類	内容及び時期
第 1 段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第 2 段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第 3 段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第 4 段階	解除	水防活動終了の通知
適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) ただし、待機、準備の 2 段階は省略することができる。

参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）

3-2-5 警報発令時の信号

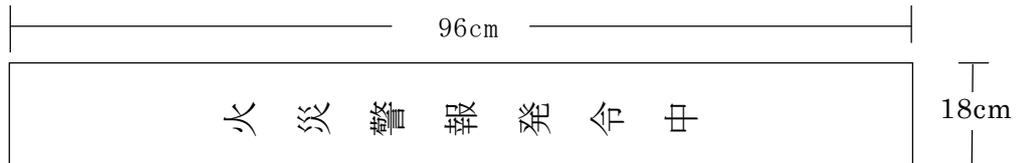
(1) 火災警報

1) 発令信号

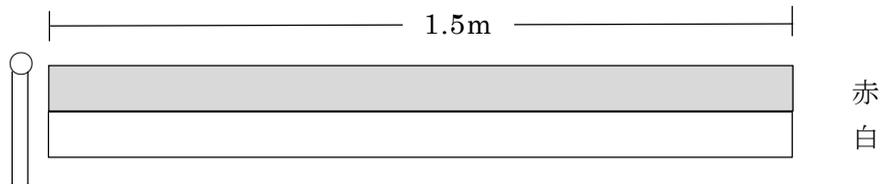
ア サイレン ○ー 30秒 ∧ 6秒 ○ー 30秒 ∧ 6秒 ○ー 30秒 ∧ 6秒 ○ー 30秒

イ 掲示

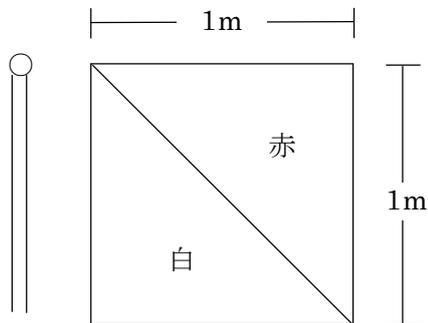
A 掲示板（赤地に白文字縦書）



B 吹き流し



C 旗



2) 警報解除信号

ア サイレン ○ー 10秒 ∧ 3秒 ○ー 10秒 ∧ 3秒 ○ー 10秒 (約1分)

イ 掲示 掲示板の撤去、吹き流し又は旗の降下

(2) その他の信号

1) 消防信号

種別	打鐘信号	サイレン信号
近火信号	○-○-○-○-○-○ (連打)	○- 3秒 ^ 2秒 ○- 3秒 ^ 2秒 ○- 3秒
出動信号	○-○-○ ○-○-○ (三点打)	○- 5秒 ^ 6秒 ○- 5秒 ^ 6秒 ○- 5秒
火災警報	○ ○-○-○-○-○ ○ ○-○-○-○-○ (一点四点との連打)	前記火災警報の項記載のとおり

2) 水防信号

方法区分	種別	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 ○——休止 ○——休止 約15秒 約15秒
第2信号	水防機関出動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約5秒 ○——休止 ○——休止 約6秒 約6秒
第3信号	居住者出動	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約10秒 ○——休止 ○——休止 約5秒 約5秒
第4信号	居住者避難	乱 打	約1分 約1分 ○——休止 ○——休止 約5秒 約5秒
<p>1. 信号は、適宜の時間継続すること。</p> <p>2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。</p> <p>3. 危険が去った時は、口頭伝達等により周知すること。</p> <p>4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発する。</p>			

第1信号	水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資機材及び排水門・取水門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出動すべきことを知らせるもの。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの。
第4信号	必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

3-2-6 奈良県内の震度観測地点

(1) 気象台が管轄する震度観測地点 (世界測地系表示による)

震度発表名称	観測点所在地	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
奈良市半田開町	奈良市半田開町7 (奈良地方気象台内)	34	41	39	135	49	41
桜井市池之内	桜井市池之内130-1 (県立農業大学校内)	34	29	42	135	49	59
平群町鳴川	平群町鳴川 (千光寺近傍)	34	39	19	135	40	57

(2) 奈良県震度情報ネットワークシステム震度観測地点 (世界測地系表示による)

震度発表名称	観測点所在地	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
奈良市二条大路南	奈良市二条大路南1-1-1 (奈良市役所)	34	41	7	135	48	18
大和高田市大中	大和高田市大字大中100-1 (大和高田市役所)	34	30	53	135	44	12
大和郡山市北郡山町	大和郡山市北郡山町248-4 (大和郡山市役所)	34	38	57	135	46	57
天理市川原城町	天理市川原城町605 (天理市役所)	34	35	47	135	50	15
橿原市八木町	橿原市八木町1-1-18 (橿原市役所)	34	30	38	135	47	41
桜井市粟殿	桜井市大字粟殿432-1 (桜井市役所)	34	31	8	135	50	36
五條市本町	五條市本町1-1-1 (五條市役所)	34	21	6	135	41	37
御所市役所	御所市1-3 (御所市役所)	34	27	50	135	44	18
生駒市東新町	生駒市東新町8-38 (生駒市役所)	34	41	33	135	42	0
香芝市本町	香芝市本町1397 (香芝市役所)	34	32	28	135	41	57
奈良市月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山2845 (月ヶ瀬行政センター)	34	42	33	136	2	37
奈良市都祁白石町	奈良市都祁白石町1026-1 (都祁行政センター)	34	36	19	135	57	25
山添村大西	山辺郡山添村大字大西151 (山添村役場)	34	40	53	136	2	36
平群町吉新	生駒郡平群町吉新1-1-1 (平群町役場)	34	37	51	135	42	4
三郷町勢野西	生駒郡三郷町勢野西1-1-1 (三郷町役場)	34	36	1	135	41	43
斑鳩町法隆寺西	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12 (斑鳩町役場)	34	36	33	135	43	52
安堵町東安堵	生駒郡安堵町大字東安堵958 (安堵町役場)	34	36	23	135	45	29
奈良川西町結崎	磯城郡川西町大字結崎28-1 (川西町役場)	34	35	2	135	46	30
三宅町伴堂	磯城郡三宅町大字伴堂689 (三宅町役場)	34	34	25	135	46	23
田原本町役場	磯城郡田原本町890-1 (田原本町役場)	34	33	23	135	47	40
宇陀市大字陀区迫間	宇陀市大字陀区迫間25 (大字陀地域事務所)	34	28	44	135	55	41
宇陀市菟田野区松井	宇陀市菟田野区松井502 (菟田野地域事務所)	34	28	26	135	58	40
宇陀市榛原区下井足	宇陀市榛原区下井足17-3 (宇陀市役所)	34	31	50	135	56	59
宇陀市室生区大野	宇陀市室生区大野1641 (室生地域事務所)	34	33	51	136	0	56
曾爾村今井	宇陀郡曾爾村大字今井495-1 (曾爾村役場)	34	30	40	136	7	29
御杖村菅野	宇陀郡御杖村大字菅野368 (御杖村役場)	34	29	18	136	9	56
高取町観覚寺	高市郡高取町大字観覚寺990-1 (高取町役場)	34	26	57	135	47	35
明日香村岡	高市郡明日香村大字岡55 (明日香村役場)	34	28	17	135	49	12
葛城市柿本	葛城市柿本166 (葛城市役所新庄庁舎)	34	29	21	135	43	35
葛城市長尾	葛城市長尾85 (葛城市役所當麻庁舎)	34	30	40	135	42	25
上牧町上牧	北葛城郡上牧町大字上牧3350 (上牧町役場)	34	33	45	135	43	0
王寺町王寺	北葛城郡王寺町王寺2-1-23 (王寺町役場)	34	35	41	135	42	23
広陵町南郷	北葛城郡広陵町大字南郷583-1 (広陵町役場)	34	32	34	135	45	4
河合町池部	北葛城郡河合町池部1-1-1 (河合町役場)	34	34	41	135	44	13
吉野町上市	吉野郡吉野町大字上市80-1 (吉野町役場)	34	23	46	135	51	27
下市町下市	吉野郡下市町大字下市1960 (下市町役場)	34	21	41	135	47	31
黒滝村寺戸	吉野郡黒滝村大字寺戸77 (黒滝村役場)	34	18	34	135	51	10
五條市西吉野町	五條市西吉野町城戸122 (西吉野支所)	34	16	53	135	44	58
天川村沢谷	吉野郡天川村大字沢谷60 (天川村役場)	34	14	32	135	51	21
野迫川村北股	吉野郡野迫川村大字北股84 (野迫川村役場)	34	9	59	135	37	59
五條市大塔町辻堂	五條市大塔町辻堂41 (大塔支所)	34	10	19	135	45	25
十津川村小原	吉野郡十津川村大字小原225-1 (十津川村役場)	33	59	20	135	47	33
下北山村寺垣内	吉野郡下北山村大字寺垣内983 (下北山村役場)	34	0	17	135	57	20
上北山村河合	吉野郡上北山村大字河合330 (上北山村役場)	34	8	3	135	59	59
奈良川上村迫	吉野郡川上村大字迫1355-7 (川上村役場)	34	20	17	135	57	14
東吉野村小川	吉野郡東吉野村大字小川99 (東吉野村役場)	34	24	13	135	58	2

(3) 防災科学技術研究所が所轄する震度観測地点（世界測地系表示による）

震度発表名称	観測点所在地	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
大和高田市野口	大和高田市大字野口20-1	34	31	8	135	43	9
五條市大塔町簾	五條市大塔町簾38	34	13	17	135	44	13
十津川村平谷	十津川村大字平谷907-1	34	56	17	135	45	19

3-2-7 震度階級表

■使用にあたっての留意事項

- 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)および継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○ 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○ 地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○ 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-3 応援・協力

3-3-1 災害応援協定一覧

応急復旧
1 災害時における応急復旧協定（生駒建設業協会） 2 災害時における応急復旧等に関する協定（株式会社マルジュウ） 3 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書（奈良県電気工事工業組合） 4 災害時における応急復旧等に関する協定（生駒庭石造園組合）
物資供給
5 災害時における生活物資の調達、供給等に関する協定（生駒商工会議所） 6 災害時等における燃料供給等に関する協定（奈良県石油商業組合生駒支部） 7 災害時等におけるLPガス等の供給に関する協定（奈良県高圧ガス保安協会生駒支部） 8 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定（イオン株式会社西日本カンパニー） 9 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定（イオン株式会社マックスパリュ生駒店） 10 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定（株式会社近鉄百貨店生駒支店） 11 災害時における物資供給等に関する協定（市民生活協同組合ならコープ） 12 災害時における段ボール簡易ベッド等の救援物資の確保に関する協定（㈱セッツカートン） 13 災害時における物資供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）
物資供給（給食食材）
14 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨鉄東商店 一般食品） 15 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨半田商店 一般食品） 16 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨モリヨシ 一般食品） 17 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨松並 一般食品） 18 災害時等における食材等の供給に関する協定（太平物産㈨ 一般食品） 19 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨木田商店 一般食品） 20 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨ロイヤル販売 一般食品） 21 災害時等における食材等の供給に関する協定（こみやま 乳製品・菓子） 22 災害時等における食材等の供給に関する協定（北和鶏卵販売㈨ 鶏卵） 23 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨東部萬野総本店 食肉） 24 災害時等における食材等の供給に関する協定（菊月精肉店 食肉） 25 災害時等における食材等の供給に関する協定（ジュルネフーズ㈨ 食肉） 26 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨池田商店 食肉） 27 災害時等における食材等の供給に関する協定（チキン西川 食肉） 28 災害時等における食材等の供給に関する協定（山本ミート 食肉） 29 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨カゴモト 食肉） 30 災害時等における食材等の供給に関する協定（西亀精肉店 食肉） 31 災害時等における食材等の供給に関する協定（肉の寿屋 食肉） 32 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨カワゼン 食肉） 33 災害時等における食材等の供給に関する協定（肉のこばやし精肉卸問屋 食肉） 34 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨丸商加工 青果） 35 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨丸果 青果） 36 災害時等における食材等の供給に関する協定（㈨大栄 青果） 37 災害時等における食材等の供給に関する協定（櫃原青果㈨ 青果）

38	災害時等における食材等の供給に関する協定（榑松音商会　こんにやく）
39	災害時等における食材等の供給に関する協定（藤尾商店　調味料）
40	災害時等における食材等の供給に関する協定（榑堀内栄養食品　調味料）
41	災害時等における食材等の供給に関する協定（明治乳業榑関西工場（生産）牛乳）
42	災害時等における食材等の供給に関する協定（巽製粉榑フローベル事業部　パン加工）
43	災害時等における食材等の供給に関する協定（榑プレーメン　パン加工）
44	災害時等における食材等の供給に関する協定（ナフス榑奈良支店　米飯加工）
輸送	
45	災害時等における防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定（日本通運株式会社奈良支店）
46	災害時等における防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定（豊和運輸株式会社）
自治体相互応援	
47	災害相互応援協定（八幡市・京田辺市・交野市・寝屋川市・枚方市）
48	環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定（参加 30 団体）
49	大規模災害時における相互応援に関する協定（大東市・四條畷市）
消防	
50	奈良県消防広域相互応援協定（奈良県下消防本部、広域消防組合）
51	北部生駒山系林野火災消防相互応援協定（大東市、交野市、四條畷市）
52	消防相互応援に関する協定（四條畷市）
53	東大阪市、生駒市消防相互応援協定（東大阪市）
54	生駒市、田辺町消防相互応援協定（京田辺市）
55	生駒市、精華町消防相互応援協定（精華町）
水道	
56	水道災害相互応援に関する要綱に基づく協定（日本水道協会奈良県支部構成県市町村）
57	災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（北和都市連合協議会構成市）
58	奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県及び県下市町村）
59	送水管応急給水栓設置等に関する協定（奈良県）
60	災害時における応急復旧等に関する協定（生駒市上水道協同組合）
61	災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（四條畷市）
廃棄物処理	
62	災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定（奈良県都市清掃協議会）
63	奈良県災害廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定（奈良県、県内 39 市町村、8 一部事務組合）
医療	
64	災害時における医療救護についての協定（一般社団法人生駒市医師会）
65	災害時における救援活動に関する協定（一般社団法人奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会）
福祉避難所	
66	災害発生時における福祉避難所の指定等に関する協定（社会福祉法人 いこま福祉会）
67	災害発生時における福祉避難所の指定等に関する協定（社会福祉法人 晋栄福祉会）
68	災害発生時における福祉避難所の指定等に関する協定（社会福祉法人 長命荘）
69	災害発生時における福祉避難所の指定等に関する協定（医療法人 仁悠会）
70	災害発生時における福祉避難所の指定等に関する協定（社会福祉法人 宝山寺福祉事業団）
71	災害発生時における福祉避難所の指定等に関する協定（社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会）

その他

- 72 奈良県震度情報ネットワークシステムに関する協定（奈良県）
- 73 奈良県防災ヘリコプター応援協定（奈良県）
- 74 奈良県防災行政無線設備に関する協定（奈良県）
- 75 警察署使用不能時における施設使用に関する協定（生駒警察署）
- 76 災害時における避難所としての施設使用に関する協定（奈良県立生駒高等学校）
- 77 災害時における避難所としての施設使用に関する協定（奈良県立奈良北高等学校）
- 78 災害時における生駒市内郵便局との協定（日本郵便㈱生駒市内郵便局）
- 79 原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定（敦賀市・奈良市・天理市・大和郡山市）

参考：生駒市危機管理課資料（平成 27 年 7 月現在）

3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き

(1) 災害派遣要請依頼基準

市長（本部長）は、次の状況を勘案し、自衛隊の災害派遣要請について検討する。

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ. 大規模な災害の発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき
- ウ. 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- エ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- オ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- カ. 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

(2) 災害派遣要請要求方法

市長（本部長）の判断に基づき、自衛隊の災害派遣要請が決定された場合は次の事項を明らかにして、原則として文書（様式編の6の(9)参照)により県防災行政無線FAXを利用し、県（防災統括室）に派遣要請を依頼する。ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合には、前記の各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

■派遣依頼先

奈良県知事（防災統括室）
奈良市登大路町 30
N T T 番号 0742-27-8425（防災統括室直通）
0742-22-1101（代表）
（F A X）0742-23-9244
（夜 間）0742-22-1001
県防災行政無線（電 話）TN-111-9011
（F A X）TN-111-9210（TN：機関別の発信特番）

(3) 災害派遣要請の通知

知事への要請依頼ができない場合には、市長（本部長）は、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

この場合、市長（本部長）は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

なお、緊急を要するため、やむを得ず直接自衛隊に要請の通知を行う場合の連絡先は次の通り。

■派遣要請先

陸上自衛隊 第4施設団長
京都府宇治市広野町風呂垣下1-1
N T T 番号 0774-44-0001
通信相手 第4施設団本部 第3科 総務班 内線 236, 235, 239
夜間通信相手 第4施設団本部付隊当直（当直室）内線 223
N T T F A X 0774-44-0001（交換切替 内線 233）
県防災行政無線 電話 TN-571-11 TN-571-12（当直室）
F A X TN-571-21

※県知事及び第4施設団長に通知等できない場合（連絡可能となった時点で県知事に連絡）の連絡先は次の通り。

陸上自衛隊 第3師団長
兵庫県伊丹市広畑1-1
N T T 番号 072-781-0021
通信相手 第3師団第3部 防衛班 内線 3734
N T T F A X 072-781-0021（交換切替 内線 3724）

（4）自衛隊の活動内容

自衛隊に要請する活動内容は、概ね次の通り。

- ア. 被害状況の把握
車両、航空機等による被害状況の偵察
- イ. 避難の援助
避難者の援助、誘導、輸送等
- ウ. 被災者の捜索・救助
死者、行方不明者、負傷者等の捜索・救助活動
- エ. 水防活動
堤防、護岸等の防護及びその決壊に対する水防活動
- オ. 消防活動
利用可能な消火・防災用具を活用した消火活動、及び消防機関への協力
- カ. 道路又は水路の啓開
道路、水路の損傷又は土石の堆積等による障害物の除去作業
- キ. 診療、防疫、病虫害防除等の支援
被災者の応急診療、防疫、病虫害防除等の支援
- ク. 通信支援
災害派遣部隊の任務の達成に支障のない限度における通信支援
- ケ. 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合の救急患者の輸送及び医師、その他の
救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送
- コ. 炊飯及び給水の支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合の炊飯及び給水
- サ. 交通規制の支援
交通が輻輳（ふくそう）する地点での自衛隊車両を対象とした交通規制

シ. 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対して救援物資を無償貸付又は譲与する。

ス. 危険物の保安及び除去

処理能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

セ. その他

その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所用の処置をとる。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、次のことを実施する。

1) 派遣部隊の誘導

市は、自衛隊の派遣要請を知事に求めた場合で、派遣部隊の誘導が必要と認める時は、県を通じて県警察本部に対し、その旨を依頼する。

2) 受入れ準備の計画樹立

市は、統括班長を連絡責任者として指定し、派遣部隊の指揮官と調整にあたりとともに、自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう、作業内容及び計画を策定し、作業実施に必要な資機材を準備する。

なお、災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについて開設準備をする。(資料編 3-22 参照)

また、庁舎内、山麓公園、生駒北スポーツセンター等(災害状況に応じて適宜判断)に派遣部隊の連絡事務所を確保するとともに、派遣部隊の宿泊場所等を確保する。

3) 派遣部隊到着時の措置

市は、派遣部隊と作業計画等の協議を行うとともに、派遣部隊の到着について、県知事へ報告する。

(6) 自衛隊災害派遣の経費負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

- ・災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- ・上記に規定するものの他、必要経費で協議により負担すべきと判断されたもの

(7) 災害派遣部隊の撤収要請依頼

市長(本部長)は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時又は必要がなくなると判断した時には、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえで、速やかに文書(様式編の 6 の(10)参照)をもって知事に対して撤収要請を依頼する。

4 情報通信・広報に関する資料

4-1 通信

4-1-1 防災行政無線一覧

(1) 生駒市防災行政無線（移動系MCA無線）

送信波 935.025MHz ～ 939.975 MHz

受信波 850.025MHz ～ 859.975 MHz

送信出力 2W

No	設置場所名称	登録名称 (全角 5文字 以内)	発呼種別					無線機種別				
			一斉	全グループ	水道事業	水道総務課	水道工務課	グループ	個別	半固定	携帯	車載
1	指令局	指令局	○	○				G 災対本部	500	○		
2	生駒市役所（本部用）	市役所 1	○	○				G 災対本部	501		○	
3	生駒市役所（本部用）	市役所 2	○	○				G 災対本部	502		○	
4	生駒市役所	市役所 3		○				G 災対本部	503		○	
5	生駒市役所	市役所 4		○				G 災対本部	504		○	
6	生駒市役所	市役所 5		○				G 災対本部	505		○	
7	生駒市役所	市役所 6		○				G 災対本部	506		○	
8	生駒市役所	市役所 7		○				G 災対本部	507		○	
9	生駒市役所	市役所 8		○				G 災対本部	508		○	
10	生駒市役所	市役所 9		○				G 災対本部	509		○	
11	生駒市役所	市役所 10		○				G 災対本部	510		○	
12	生駒市役所	市役所 11		○				G 災対本部	511		○	
13	生駒市役所	市役所 12		○				G 災対本部	512		○	
14	生駒市役所	市役所 13		○				G 災対本部	513		○	
15	竜田川浄化センター	市役所 14		○				G 災対本部	514		○	
16	生駒市役所	市役所 15		○				G 災対本部	515		○	
17	生駒市役所（避難所通信用）	市役所 16		○					516		○	
18	生駒市役所（避難所通信用）	市役所 17		○					517		○	
19	生駒市役所（避難所通信用）	市役所 18		○					518		○	
20	生駒市役所（医療機関連絡用）	市役所 19		○				G 医療機関	519		○	
21	生駒北小学校	生駒北小		○				G 北中避難	600		○	
22	生駒北中学校	生駒北中		○				G 北中避難	601		○	
23	サンヨースポーツセンター	サンヨー		○				G 北中避難	602		○	
24	鹿ノ台小学校	鹿ノ台小		○				G 鹿中避難	603		○	
25	鹿ノ台中学校	鹿ノ台中		○				G 鹿中避難	604		○	
26	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ふれあい		○				G 鹿中避難	605		○	
27	北大和体育館	北大和体		○				G 上中避難	606		○	
28	真弓小学校	真弓小		○				G 上中避難	607		○	
29	上中学校	上中		○				G 上中避難	608		○	
30	北コミュニティセンターISTA はばたき	北コミ		○				G 上中避難	609		○	
31	あすか野小学校	あすか野小		○				G 上中避難	610		○	
32	生駒台小学校	生駒台小		○				G 光中避難	611		○	
33	光明中学校	光明中		○				G 光中避難	612		○	
34	総合公園体育館	総合公園体		○				G 上中避難	613		○	
35	俵口小学校	俵口小		○				G 生中避難	614		○	
36	生駒中学校	生駒中		○				G 生中避難	615		○	
37	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小		○				G 生中避難	616		○	
38	図書会館	図書会館		○				G 生中避難	617		○	

No	設置場所名称	登録名称 (全角 5文字 以内)	発呼種別						無線機種別			
			一斉	全グループ	水道事業	水道総務課	水道工務課	グループ	個別	半固定	携帯	車載
39	生駒小学校	生駒小		○				G 緑中避難	618		○	
40	たけまるホール	たけまる		○				G 生中避難	619		○	
41	セラビーいこま	セラビー		○				G 緑中避難	620		○	
42	市民体育館	市民体育館		○				G 緑中避難	621		○	
43	コミュニティセンター	コミセン		○				G 緑中避難	622		○	
44	生駒東小学校	生駒東小		○				G 緑中避難	623		○	
45	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘中		○				G 緑中避難	624		○	
46	壱分小学校	壱分小		○				G 大中避難	625		○	
47	福祉センター	福祉センタ		○				G 大中避難	626		○	
48	大瀬中学校	大瀬中		○				G 大中避難	627		○	
49	生駒南小学校	生駒南小		○				G 南中避難	628		○	
50	生駒南中学校	生駒南中		○				G 南中避難	629		○	
51	むかいやま公園体育館	むかいやま		○				G 南中避難	630		○	
52	南コミュニティセンター せせらぎ	南コミ		○				G 南中避難	631		○	
53	生駒南第二小学校	南第二小		○				G 大中避難	632		○	
54	井出山体育館	井出山体		○				G 大中避難	633		○	
55	小平尾南体育館	小平尾南体		○				G 南中避難	634		○	
56	生駒メディカルセンター	メディカル		○				G 医療機関	700		○	
57	阪奈中央病院	阪奈中央病		○				G 医療機関	701		○	
58	白庭病院	白庭病院		○				G 医療機関	702		○	
59	倉病院	倉病院		○				G 医療機関	703		○	
60	近畿大学医学部奈良病院	近大病院		○				G 医療機関	704		○	
61	市立病院	市立病院		○				G 医療機関	705		○	
62	水道事業事務所	水道本部		○	○	○	○		800		○	
63	水道事業事務所	水道総 1		○	○	○	○		801		○	
64	水道事業事務所	水道総 2		○	○	○	○		802		○	
65	水道事業事務所	水道総 3		○	○	○	○		803		○	
66	水道事業事務所	水道総 4		○	○	○	○		804		○	
67	水道事業事務所	水道総 5		○	○	○	○		805		○	
68	水道事業事務所	水道工管 1		○	○		○	水道工管係	806		○	
69	水道事業事務所	水道工管 2		○	○		○	水道工管係	807		○	
70	水道事業事務所	水道工管 3		○	○		○	水道工管係	808		○	
71	水道事業事務所	水道工工 1		○	○		○	水道工工係	809		○	
72	水道事業事務所	水道工工 2		○	○		○	水道工工係	810		○	
73	水道事業事務所	水道工工 3		○	○		○	水道工工係	811		○	
74	水道事業事務所	水道工工 4		○	○		○	水道工工係	812		○	
75	水道事業事務所	水道工給 1		○	○		○	水道工給係	813		○	
76	水道事業事務所	水道工給 2		○	○		○	水道工給係	814		○	
77	水道事業事務所	水道浄 1		○	○		○	水道浄水場	815		○	
78	水道事業事務所	水道浄 2		○	○		○	水道浄水場	816		○	
79	水道事業事務所	水道浄 3		○	○		○	水道浄水場	817		○	
80	水道事業事務所	水道給車 1		○	○	○	○	水道浄水場	818			○
81	水道事業事務所	水道給車 2		○	○	○	○	水道浄水場	819			○
82	水道事業事務所	水道給車 3		○	○	○	○	水道浄水場	820			○

参考：生駒市危機管理課資料（平成 27 年 9 月現在）

(2) 地域衛星通信ネットワークシステム

●奈良県庁 (地上系 101-111-内線番号、 衛星系 102-111-内線番号)

課	内線番号		課	内線番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
災害対策本部室	9100		災对本部スタッフ室	9110	
	9101		知事	9000	
防災統括室	9009		副知事	9001	
	9010			9002	
	9011			9003	
統制室	9070	9210	危機管理監	9006	
総務部知事公室					
総務部長	9005		秘書課	9007	9344
広報広聴課	9008		消防救急課	9029	9374
統計課		9343	安全・安心まちづくり推進課	9030	9305
総務部					
総務課	9012	9332	県政情報センター		9333
財政課	9013	9337	税務課		9341
情報システム課		9339			
地域振興部					
企画管理室	9014	9342	地域政策課		9303
市町村振興課		9338			
地域振興部観光局					
ならの魅力創造課		9308			
健康福祉部					
企画管理室	9015	9368	障害福祉課		9372
長寿社会課		9370	保険指導課		9373
健康福祉部こども・女性局					
こども家庭課		9371	女性支援課		9328
医療政策部					
企画管理室	9016		保健予防課		9365
薬務課		9367	地域医療連携課		9364
くらし創造部					
企画管理室	9018	9325	消費・生活安全課		9366
人権施策課		9330			
くらし創造部景観・環境局					
環境政策課		9326	景観・自然環境課		9307
廃棄物対策課		9331			
産業・雇用振興部					
企画管理室	9019	9375	地域産業課		9321

課	内線番号		課	内線番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
雇用労政課		9323			
農林部					
企画管理室	9020	9356	農業水産振興課		9361
畜産課		9359	農村振興課	9021	9357
林業振興課	9022	9363	森林整備課		9362
県土マネジメント部					
企画管理室	9023	9345	道路建設課		9354
河川課	9025	9220	砂防・災害対策課		9351
下水道課		9347	技術管理課		9349
県土マネジメント部まちづくり推進局					
地域デザイン推進課		9353	住宅課		9352
建築課		9350	営繕課		9346
教育委員会					
企画管理室	9027	9312	教職員課		9314
学校教育課		9313	保健体育課		9317
文化財保存課		9316	人権・地域教育課		9315
警察					
県警第二課		9039			
会計局		9318	監査委員事務局		9301
議会事務局		9310			

● 防災関係機関 (地上系 101-番号、 衛星系 102-番号)

防災関係機関	番号		防災関係機関	番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
郡山土木事務所	131-9421	131-9420	防災航空隊事務所	504-20	504-40
郡山保健所	131-7402			504-21	
奈良地方気象台	570-11	570-21	陸上自衛隊第4施設団	571-11	571-21
NHK 奈良放送局		572-7	奈良テレビ放送(株)		573-7
日本赤十字社奈良県支部		574-7	関西電力(株)奈良支店		576-7
大阪ガス(株)導管事業部 北東導管部		577-7	第二阪奈有料道路管理 事務所		528-7
大阪ガス(株)		578-7			

●奈良県内自治体 (地上系 101-番号、 衛星系 102-番号)

自治体	番号		自治体	番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
奈良市	201-2260	201-2090	曽爾村	385-227	385-671
大和高田市	202-226	202-491	御杖村	386-24	386-741
大和郡山市	203-629	203-290	高取町	401-11	401-21
天理市	204-404	204-890	明日香村	402-252	402-390
橿原市	205-8730	205-490	上牧町	424-225	424-591
桜井市	206-308	206-690	王寺町	425-236	425-697
五條市	207-362	207-420	広陵町	426-1260	426-390
御所市	208-11	208-21	河合町	427-242	427-691
生駒市	209-255	209-990	吉野町	441-211	441-192
香芝市	210-125	210-390	大淀町	442-207	442-570
葛城市	421-1245	421-671	下市町	443-11	443-22
宇陀市	383-3141	303-3570	黒滝村	444-17	444-90
山添村	322-18	322-93	天川村	446-121	446-490
平群町	342-225	342-390	野迫川村	447-11	447-21
三郷町	343-234	343-490	十津川村	449-214	449-690
斑鳩町	344-274	344-590	下北山村	450-11	450-21
安堵町	345-312	345-590	上北山村	451-11	451-21
川西町	361-254	361-591	川上村	452-15	452-490
三宅町	362-232	362-390	東吉野村	453-210	453-391
田原本町	363-274	363-390			

●相互応援協定締結自治体 (近隣) (衛星系 102-番号)

自治体	番号		自治体	番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
大東市	027-518-8900	027-518-8800	枚方市	027-510-8900	027-510-8800
四條畷市	027-529-8900	027-529-8800	八幡市	026-761-8109	
交野市	027-530-8900	027-530-8800	京田辺市	026-762-8101	
寝屋川市	027-515-8900	027-515-8800			

●相互応援協定締結自治体 (環境自治体会議) (衛星系 102-番号)

自治体	番号		自治体	番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
北海道 ニセコ町	001-365-99	001-365-10	岐阜県 多治見市	021-531-2	021-531-719
北海道 斜里町	001-667-99	001-667-10	静岡県 三島市	022-243-9001	022-243-8001
北海道 士幌町	001-862-99	001-862-10	三重県 松阪市	024-204-11	024-204-19
山形県 高島町	006-724-101	006-724-150	大阪府 豊中市	027-503-8900	027-503-8800

自治体	番号		自治体	番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
茨城県 古河市	008-787-409	008-787-300	山口県 宇部市	035-402	
茨城県 那珂市	008-743-409	008-743-300	愛媛県 新居浜市	038-321-2382	038-321-2997
東京都 足立区			愛媛県 内子町	038-614-317	038-614-491
東京都 日野市			高知県 樽原町		
東京都 福生市			福岡県 筑後市	040-664-74	
新潟県 湯沢町	015-601-211	015-601-299	福岡県 古賀市	040-223-70	040-223-75
福井県 敦賀市	018-301-1195	018-301-1299	熊本県 天草市	043-543-78	043-542-79
福井県 勝山市	018-305-1226	018-305-15930	宮崎県 綾町		
福井県 若狭町	018-329-2	018-329-1599	鹿児島県 日置市		
長野県 飯田市	020-441-79	020-441-76			

●相互応援協定締結自治体（全国青年市長会）（衛星系 102-番号）

自治体	番号		自治体	番号	
	防災 TEL	防災 FAX		防災 TEL	防災 FAX
岩手県 陸前高田市	003-552-1	003-552-9	愛知県 あま市	023-746-2220	023-746-1150
秋田県 横手市	005-100-203511		愛知県 知立市	023-725-2381	023-725-1150
秋田県 仙北市	005-100-215511		三重県 伊勢市	024-203-21	024-203-29
埼玉県 本庄市	011-211-3711	011-211-2999	京都府 京丹後市	026-871-8109	
埼玉県 和光市	011-229-2375	011-229-3999	大阪府 泉佐野市	027-513-5900	027-513-5800
埼玉県 吉川市	011-243-251	011-243-299	大阪府 松原市	027-517-8900	027-517-8800
千葉県 木更津市	012-206-721	012-206-722	和歌山県 有田市	030-240-400	030-240-499
千葉県 東金市	012-213-721	012-213-722	島根県 益田市	032-600-2150	032-600-1
千葉県 習志野市	012-216-721	012-216-725	岡山県 玉野市	033-6221-201	033-6221-039
千葉県 八千代市	012-221-721	012-221-722	山口県 柳井市	035-410-431	
東京都 文京区			香川県 高松市		
東京都 武蔵野市			香川県 観音寺市		
東京都 稲城市			愛媛県 八幡浜市	038-621-322	038-621-671
神奈川県 鎌倉市	014-552-9300	014-552-9209	佐賀県 多久市	041-200-9204336	
神奈川県 茅ヶ崎市	014-555-9209	014-555-9200	熊本県 宇土市	043-344-78	043-344-79
新潟県 三条市	015-531-10	015-531-40	熊本県 上天草市	043-580-78	043-580-79
富山県 氷見市	016-205-8021	016-205-8255	宮崎県 えびの市		
岐阜県 関市	021-491-2	021-491-719	鹿児島県 阿久根市		
岐阜県 各務原市	021-412-2	021-412-719	鹿児島県 垂水市		
愛知県 小牧市	023-719-2228	023-719-1150	沖縄県 石垣市	047-200-	047-200-
愛知県 尾張旭市	023-726-2381	023-726-1150		6710-9011	6710-9012

4-1-2 非常通信経路

市役所からの 距離(km)	非常通信経路
0.0	生駒市役所(危機管理課) ————— [県] ————— 県庁(防災統括室)
0.4	生駒市消防本部 ————— [消] ————— 奈良市消防局 ————— [県] ————— 県庁(防災統括室)
1.3	生駒警察署(地域課) ————— [警] ————— 県警本部(通信指令課) - - - - - 県庁(防災統括室)
6.1	関電新生駒変電所 ————— [関] ————— 関電奈良支店 ————— [県] ————— 県庁(防災統括室)
0.3	近鉄生駒 ————— [近] ————— 近鉄奈良駅 - - - - - 県庁(防災統括室)

————— 無線区間  有線区間 - - - - - 使走区間

[県]奈良県防災行政無線設備

[消]消防機関設備

[警]警察設備

[近]近畿日本鉄道設備

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年版）

4-2 情報収集伝達

4-2-1 段階別収集情報項目

(1) 緊急時被害情報

災害発生直後～2時間以内に各部、避難所、自治会等から本部事務局へ概数情報として報告しなければならない情報

時期区分	チェック	収集情報名	収集情報項目
■ 第 一 期 ■	<input type="checkbox"/>	1 避難所周辺等被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等
		2 出先事務所周辺被害状況報	人的・施設・火災・建物・地盤等
		3 ラジオ・テレビ情報	地震情報・被害情報全般
		4 県防災行政無線情報	地震情報・被害情報全般

(2) 初動期情報

災害発生後2時間～概ね3日目までに各部、避難所、自治会等が情報を収集し、本部事務局へ随時報告しなければならない情報

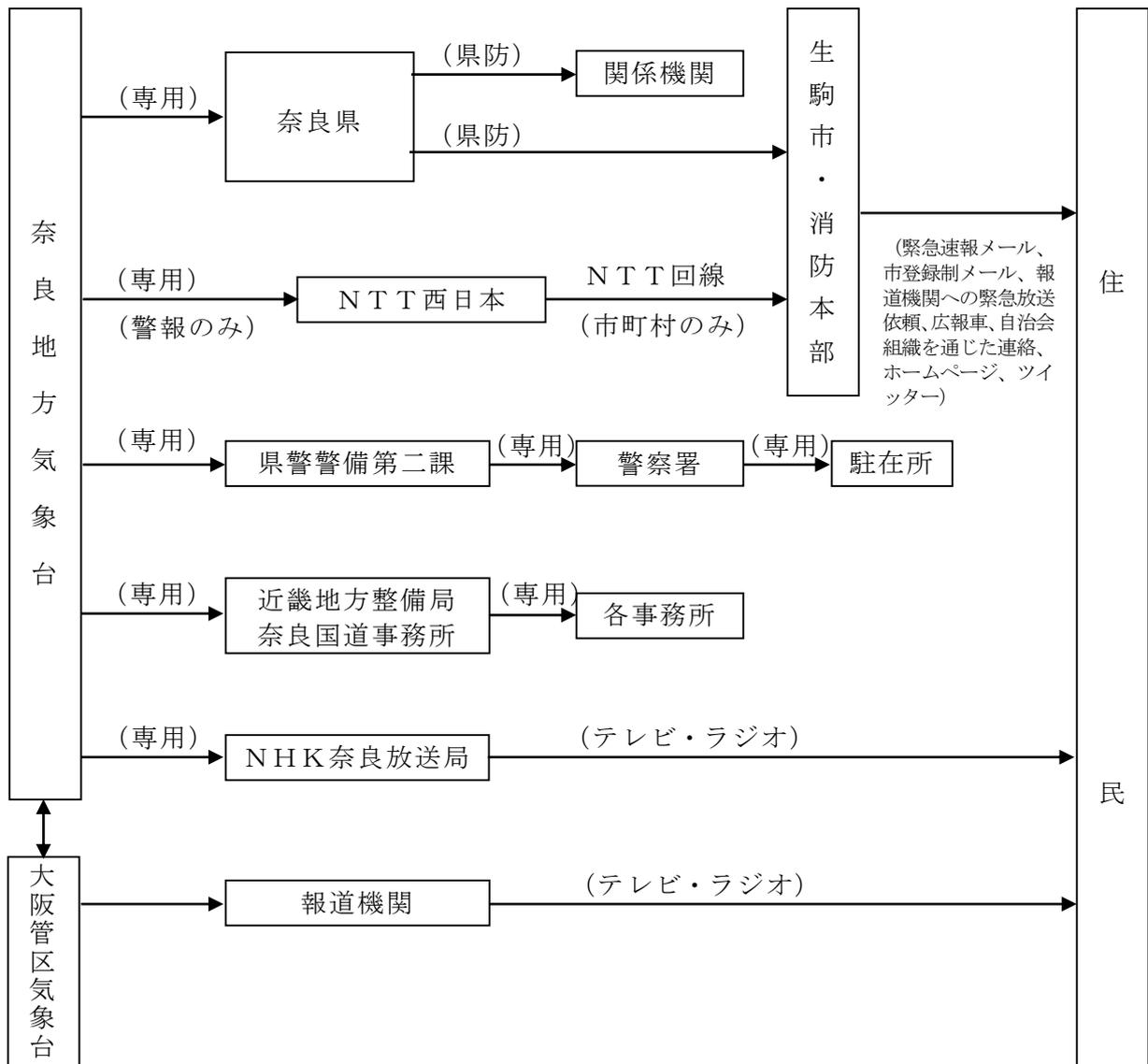
時期区分	チェック	収集情報名	収集情報項目
■ 第 二 期 ■	<input type="checkbox"/>	1 気象情報・地震情報（余震情報含む）	気象状況・気象予報・震源地・規模・深さ・震度等
		2 防災ヘリ等情報	市内被害状況・火災状況等
		3 火災・救急情報	<概数被害情報>火災・死傷者等
		4 避難勧告状況	避難勧告・指示発令時刻・地域等
		5 市災害対策本部設置情報	市本部設置時間・場所
		6 自衛隊派遣要請	要請時間・派遣地域・要請内容等
		7 広域応援要請	要請時間・要請対象・要請内容等
		8 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
		9 地区連絡所開設情報	地区連絡所開設の有無・開設時間
		10 地区連絡所被害情報	地区連絡所(中学校)及び周辺の被害概況
		11 避難所開設情報	避難所名・避難者数等
		12 地区別被害情報	<概数情報>生理者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等
		13 被害情報	<概数被害情報>死傷者等
		14 遺体検案体制情報	遺体検案体制
		15 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
		16 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
		17 交通機関被害情報・運行状況	バス・鉄道被害・運行状況
		18 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
		19 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
		20 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
		21 ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等
		22 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
		23 医療施設被害情報	被害状況・稼働病院・診療科目等
		24 災害応急対策実施情報	各部の応急対策実施状況
		25 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況
		26 県災害対策本部設置情報	県本部設置の有無・設置時間
		27 市庁舎被害状況	市庁舎の被害状況・電力通信機能
		28 職員・来訪者の安否情報	死傷者等の発生情報

(3) 定時報告情報

災害発生後概ね4日目以降から、各部、避難所、自治会等が毎日17時現在の情報をとりまとめ、同日20時までに企画総務部へ必ず報告しなければならない情報

時期区分	チェック	収集情報名	収集情報項目
■ 第三 期 ■	3. 定時被害情報 (災害発生後 4日目以降)	<input type="checkbox"/> 1 気象情報・地震情報(余震情報)	気象状況・気象予報・震源地・規模・深さ・震度等
		<input type="checkbox"/> 2 防災ヘリ等情報	市内被害状況・火災状況等
		<input type="checkbox"/> 3 火災・救急情報	火災・死傷者等
		<input type="checkbox"/> 4 避難勧告状況	避難勧告・指示発令時刻、地域等
		<input type="checkbox"/> 5 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
		<input type="checkbox"/> 6 災害救助法適用情報	災害救助法適用基準・適用情報等
		<input type="checkbox"/> 7 県への報告情報	被害速報
		<input type="checkbox"/> 8 現地対策本部への情報提供	被害状況・対策状況・要望等
		<input type="checkbox"/> 9 地区連絡所被害情報	地区連絡所(中学校)及び周辺の被害概況
		<input type="checkbox"/> 10 避難所開設情報	避難所名・避難者数等
		<input type="checkbox"/> 11 地区別被害情報	生き埋め者・死傷者・建物被害等
		<input type="checkbox"/> 12 全体被害情報	死傷者、建物被害等
		<input type="checkbox"/> 13 遺体検案体制情報	遺体検案体制
		<input type="checkbox"/> 14 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
		<input type="checkbox"/> 15 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
		<input type="checkbox"/> 16 交通機関被害情報・運行状況	バス・鉄道被害・運行状況
		<input type="checkbox"/> 17 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
		<input type="checkbox"/> 18 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
		<input type="checkbox"/> 19 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
		<input type="checkbox"/> 20 ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等
		<input type="checkbox"/> 21 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
		<input type="checkbox"/> 22 医療施設被害情報	被害状況・稼働病院・診療科目等
		<input type="checkbox"/> 23 災害応急対策実施情報	各部の応急対策実施状況
		<input type="checkbox"/> 24 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況
		<input type="checkbox"/> 25 災害ボランティア活動情報	ボランティア受付・要請情報等
		<input type="checkbox"/> 26 食料供給情報	食料確保現況・配分現況等
		<input type="checkbox"/> 27 応急物資供給情報	応急物資現況・配分現況

4-2-2 気象予警報等の伝達系統

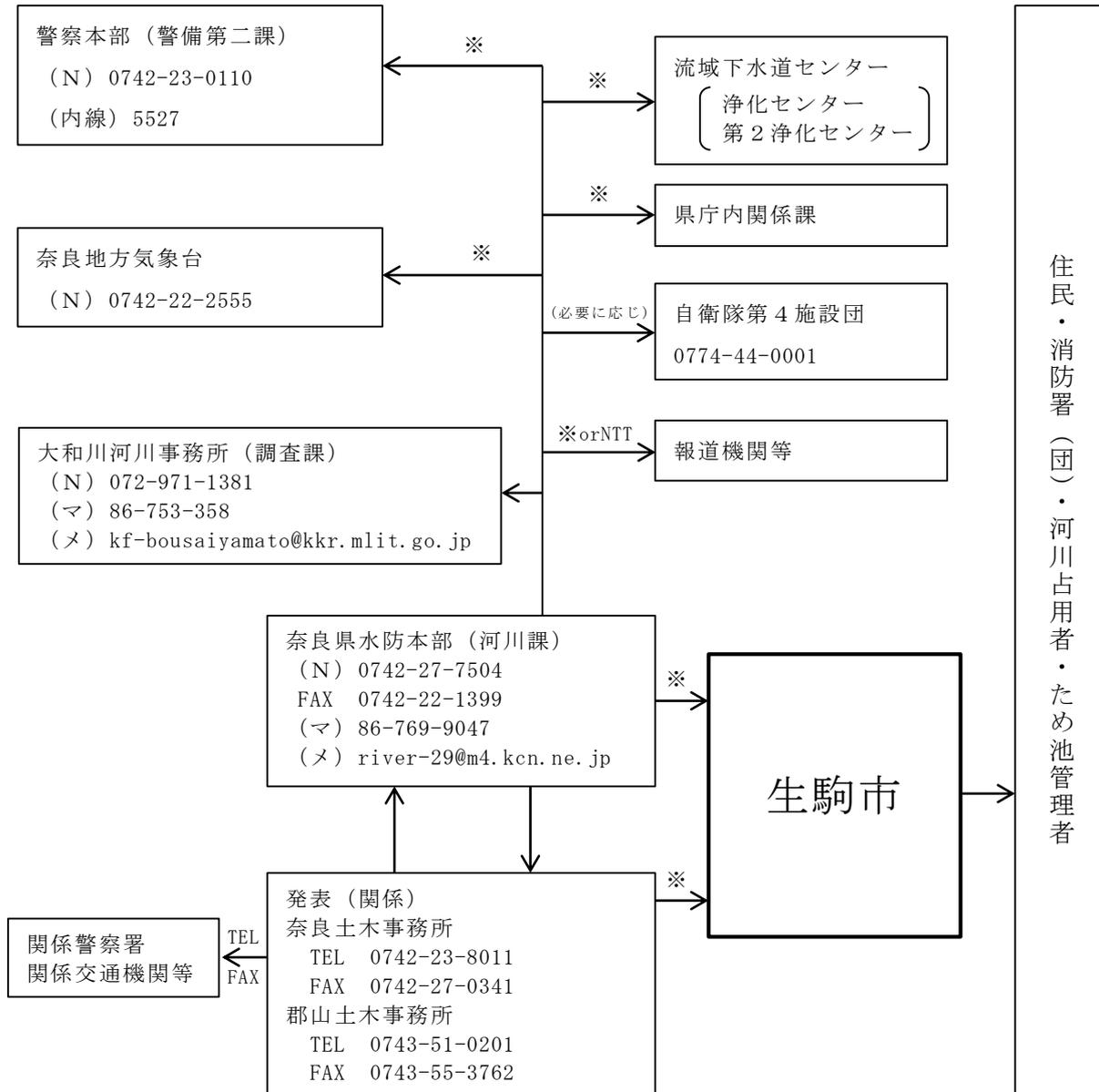


(県防)は県防災行政無線、(専用)は専用線または専用無線を表す。

4-2-3 水防警報の伝達系統

対象河川：大和川水系竜田川及び富雄川

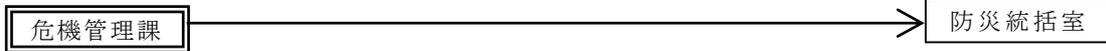
※：防災FAX一斉指令（防災FAX）



4-2-4 県事業担当課への報告系統

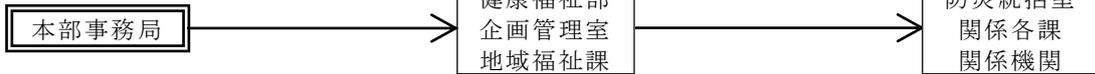
市 県

(1) 防災担当から県防災統括室への被害状況報告



(2) 各事業担当から県事業担当への被害状況報告

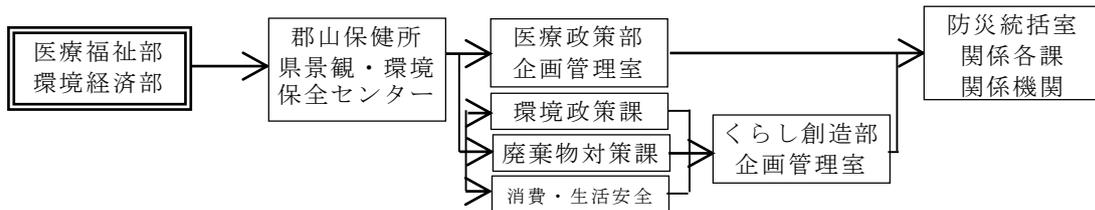
① 人・住家被害



② 福祉関係施設



③ 医療・関係衛生施設・廃棄物処理施設



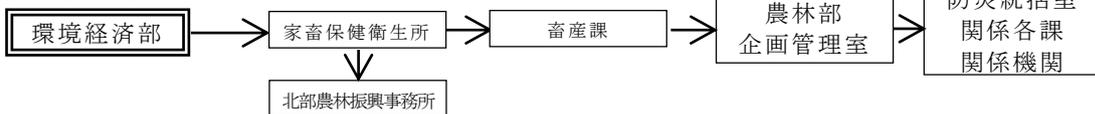
④ 水道施設



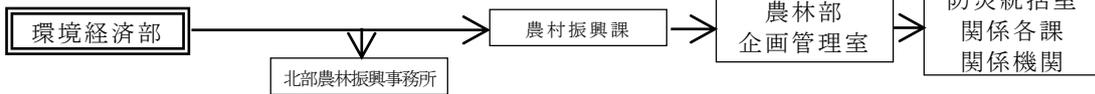
⑤ 農業生産用施設・農作物等



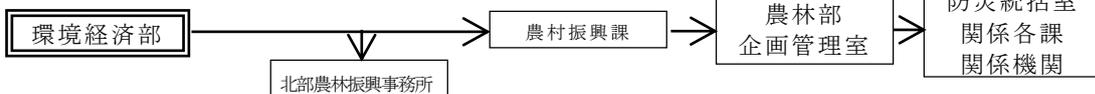
⑥ 畜産関係



⑦ 水産



⑧ 農地、農業用施設



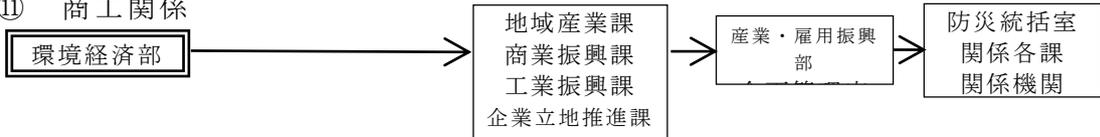
⑨ 林産物、林産施設、造林地、苗畑、作業道



⑩ 林道、林地、治山施設



⑪ 商工関係



⑫ 公共土木施設等

(道路・河川・砂防)



(公園等)

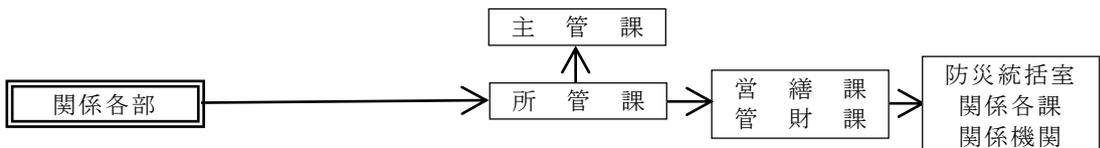


(下水道施設)



⑬ 県有建設物 (財産を含む)

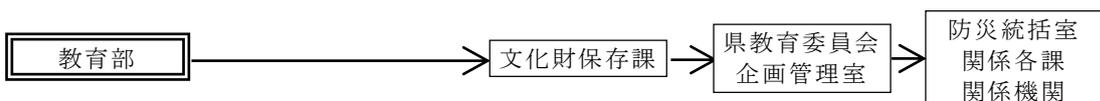
(文化財・警察関係施設除く)



⑭ 文教関係施設



⑮ 文化財



事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりとまとめ、遅滞なく調査事項ごとに上記県事業担当課に報告する。

4-2-5 火災・災害等即報要領

(1) 即報基準

<p>1 火災等即報</p> <p>(1) 一般基準</p> <ol style="list-style-type: none">1) 死者が3人以上生じたもの2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの <p>(2) 個別基準</p> <p>ア 火災</p> <p>ア) 建物火災</p> <ol style="list-style-type: none">1) 特定防火対象物で死者の発生した火災2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災5) 損害額1億円以上と推定される火災 <p>イ) 林野火災</p> <ol style="list-style-type: none">1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの2) 空中消火を要請又は実施したもの3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの <p>ウ) 交通機関の火災</p> <p>船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1) 航空機火災2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災3) トンネル内車両火災4) 列車火災 <p>エ) その他</p> <p>以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none">・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災 <p>イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故</p> <ol style="list-style-type: none">1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none">・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。） <p>ウ 危険物等に係る事故</p> <p>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none">1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの2) 負傷者が5名以上発生したもの3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼした

もの

- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む）。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 直接報告基準

1 火災等即報
ア 交通機関の火災 即報基準の1の(2)のアのウ)と同じ。
イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 即報基準の1の(2)のイ1)、2)と同じ。
ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) 1) 即報基準の1の(2)のウ1)、2)と同じ。 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
エ 原子力災害等 即報基準の1の(2)のエ)と同じ。
オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
カ 爆発、異臭等の事故があつて、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
2 救急・救助事故即報
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
3 武力攻撃災害即報
即報基準の3の1)、2)と同じ
4 災害即報
ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。) イ 即報基準の4の(2)のイ、ウ及びオのうち死者又は行方不明者が生じたもの

4-3 広報

4-3-1 報道関係機関一覧

(1) 新聞報道機関

新聞社	所在地	電話番号
読売新聞社大阪本社 奈良支局	〒630-8001 奈良市法華寺町141-1	電話 0742-34-1101 FAX 0742-34-1103
朝日新聞社生駒支局	〒630-0257 生駒市元町1丁目3-19	電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093
毎日新聞社奈良支局	〒630-8114 奈良市芝辻町4丁目5-7	電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020
産経新聞社奈良支局	〒630-8283 奈良市油留木町44-2	電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059
日経新聞社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル5階)	電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531
奈良新聞社本社	〒630-8686 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772
共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782
奈良日日新聞社本社	〒630-8001 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2000 FAX 0742-32-1919

(2) テレビ等報道機関

機関名	所在地	電話番号
NHK奈良放送局	〒630-8264 奈良市鍋屋町27	電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845
奈良テレビ放送本社 ・放送センター	〒630-8575 奈良市法蓮佐保山3丁目1-11	電話 0742-24-2900 FAX 0742-24-2909
共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782
時事通信社	〒630-8217 奈良市橋本町5 (好生ビル4階)	電話 0742-22-4511 (昼間) 0742-22-4505 (夜間) FAX 0742-23-1511
近鉄ケーブルネット ワーク(株)放送事業 部	〒630-0213 生駒市東生駒1丁目5	電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543

4-3-2 災害広報文例

広報上の注意事項

- 1 確実に対応行動を促がすよう、「何をして欲しいのか」を明示する。
- 2 情報の出元を示す。
- 3 誤解のない簡潔な表現を用いる。
- 4 専門用語は一般的な用語で言い換える。
- 5 重要な情報は繰り返す。
- 6 「危機感の喚起」と「パニック防止」のバランスをとる。
- 7 「迅速かつ簡潔な情報」と「災害状況や対応の詳細な情報」のバランスをとる。
- 8 避難広報は継続的に行う。

【地震】

地震発生の一報	<p>こちらは、生駒市役所です。</p> <p>只今、震度●の地震が発生しました。</p> <p>テレビ、ラジオの情報に注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>窓ガラス、棚、ブロック塀、看板などからできるだけ離れてください。</p> <p>避難をする場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としてください。</p>
地震第二報 (注意事項)	<p>こちらは、生駒市役所です。</p> <p>今後も余震が続くものと思われます。</p> <p>火災予防のため、火の使用は控えてください。</p> <p>エレベーターの使用は控えてください。</p> <p>助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。</p> <hr/> <p>只今、電話が非常につながりにくい状況にあります。</p> <p>安否確認は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等で確認してあってください。</p> <hr/> <p>引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。</p> <p>出どころのわからない情報には、注意してください。</p> <hr/> <p>駅周辺の混乱を防止するため、駅へ向かうのは控えてください。</p> <p>緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。</p>
地震発生時 (庁内放送)	<p>庁内連絡。</p> <p>只今、震度●の地震がありました。</p> <p>職員は来庁舎の安全確保に努めてください。</p> <p>けが人がいる場合は、応急手当をし、総務課へ連絡してください。</p> <p>来庁舎の皆さんは、ガラス窓から離れ、頭を守り、落ち着いて、職員の指示にしたがってください。</p>
救護所の設置	<p>こちらは、生駒市役所です。</p> <p>中学校に救護所を開設しています。</p> <p>ケガをしている人は、中学校の救護所をご利用ください。</p>

【風水害】

<p>台風の注意喚起</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 台風●●号の接近に伴い、大雨洪水暴風警報が発表されました。 今夜半にかけて大雨になる恐れがありますので、十分に警戒してください。</p>
<p>自主避難</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 ●●による災害に対応するため、●●に避難所を開設しました。 危険を感じた場合は、自主的に避難してください。</p>
<p>避難準備情報</p>	<p>こちらは生駒市役所です。 ●●町に避難準備情報を発令しました。 これから次第に、雨や風が強くなっていきます。 ●●避難所を開設しています。家にいるのが危険だと感じる人は、安全なうちに、早めに避難を始めてください。</p>
<p>避難勧告</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 ●●町、●●町に避難勧告を発令します。 命を守る最善の行動をとってください。 その場にいることが危険だと判断した場合は、●●避難所に避難してください。 道路に水があふれ、避難所へ行くことが危険な場合は、自宅の2階や近所へ避難するなど、状況に応じた対応をしてください。</p>
<p>避難指示</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 ●●町に避難指示を発令します。 災害発生の危険が高まっています。 ただちに、その場から離れ、●●避難所に避難してください。</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 只今、土砂災害警戒情報が発表されました。 がけくずれ等が起きる可能性が高くなっています。 テレビやラジオの情報に注意して下さい。 家が危険だと感じた場合は、市役所へ電話し、開設している避難所を確認してから避難してください。 外へ出るのが危険な場合は、2階の崖から遠い部屋へ移ってください。</p>
<p>大雨特別警報</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 只今、大雨特別警報が発表されました。 崖崩れや河川洪水の起きる可能性が高くなっています。 ただちに命を守る行動をしてください。 家が危険だと感じた場合は、近くの避難所へ避難してください。 道路に水があふれ、避難所へ行くことが危険な場合は、自宅の2階や近所へ避難するなど、状況に応じた対応をしてください。</p>

<p>特別警報の可能性に言及した気象情報が発表されたとき</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 奈良地方気象台から連絡があり、大雨特別警報の発表される可能性が高くなりました。12時間以内に崖崩れや河川洪水の起きる可能性が高くなっています。 十分に警戒してください。</p>
<p>竜巻注意</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 ●月●日●時●分 奈良地方気象台発表。 奈良県北西部で竜巻などの激しい突風が発生し、目撃されています。生駒市でも、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、●日●時●分まで有効です。</p>

【その他】

<p>災害対策本部の設置（対外）</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 ●●による災害に対応するため、●時●分に、災害対策本部を設置しました。 市内では、●●、●●など、被害が発生しています。十分に警戒してください。</p>
<p>火災による避難勧告</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 現在、●●町で発生した火災は、●●町方向へ燃え広がっています。このため、●●町に避難勧告を発令します。 ●●町にお住まいのかたは、警察や消防の指示に従い、直ちに●●へ避難してください。</p>
<p>警戒の解除</p>	<p>こちらは、生駒市役所です。 ●●に発令していた避難勧告は、●●時●●分に解除いたしました。 自宅に戻る際には、安全に充分注意してください。</p>

5 防災拠点、物資・輸送に関する資料

5-1 防災拠点

5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧

(1) 防災拠点

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	生駒市役所 (代替：消防本部)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
地域防災拠点	総合公園体育館	県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。
	消防署北分署	北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。
地区防災拠点	各中学校	地区防災拠点は中学校を単位として、災害時には、市民の相談窓口となり、地域の情報や救護の活動拠点としての役割を担う。

(2) 受入拠点

種別	自衛隊	県・市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティア
活動拠点	市全域	庁舎 地区防災拠点等	消防本部庁舎 消防署庁舎	市社会福祉協議会 (市災害ボランティアセンター)
連絡事務所 宿舎等	庁舎内 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター	消防本部庁舎 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター等

5-1-2 災害時の給水拠点

区分	給水拠点	所在地
緊急用給水設備	小瀬配水池	小瀬町 1037-21
	ひかりが丘配水場	ひかりが丘 3-6-3
緊急耐震貯水槽	フォレストデイセンター鹿ノ台	鹿ノ台西 1-5
	生駒台小学校グラウンド	新生駒台 1-33
	南コミュニティセンター駐車場	小瀬町 18
	生駒市役所駐車場	東新町 8-38
	生駒東小学校グラウンド	東生駒 4-398-110
	生駒中学校グラウンド	西松ヶ丘 9-1 9

5-1-3 災害活動用緊急ヘリポート一覧

(1) 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸上

県整理 番号	名称	所在地	面積 (m ²)	標高 (m)	市町村庁 舎との距 離 (m)	水利状況		ヘリ利用可能状況		
						種類	容量・能力	OH 6 離 着陸	UH1	
									離着 陸	消火剤 吊上
32	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1-5-2	12,200	138	6,300	プール 消火栓	370 m ³ φ100mm φ150mm	◎4	◎3	○1
33	光明中学校	小明町 55	12,300	173	2,400	プール	400 m ³	◎4	◎3	○1
34	大瀬中学校	小瀬町 911-1	14,700	165	3,300	プール 消火栓	400 m ³ φ100mm φ250mm φ350mm	◎8	◎6	○1

OH6 は小型、UH1 は中型をいい、◎は適地、○は条件付き適地、×は不適地を示す。
また、◎横の数字は離発着が可能な機数を示す。

(2) 奈良県消防防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場

県整理 番号	離発着場名	地名・番地	座標	長さ (m) ×幅 (m)	備考
13	生駒市市民体育館駐車場	門前町 9-20	34° 41' 18" 135° 41' 26"	20×20	
14	生駒山麓公園多目的広場	俵口町 2088	34° 42' 14" 135° 40' 47"	20×20	
15	むかひやま公園グラウンド	萩原町 673	34° 39' 47" 135° 41' 52"	40×40 (防災対 応)	
16	生駒北スポーツセンターグラウ ンド	高山町 166-2	34° 46' 11" 135° 42' 42"	20×20	

5-2 物資・輸送

5-2-1 防災倉庫の保管数量表

(1) 備蓄食料

品名	単位	市役所	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小学校	中学校	その他	計
乾パン	食		1,752	6,456		1,728	288	10,224
アルファ米	食		3,450	3,950				7,400
サバイバルフーズ	食		5,100	6,120				11,220
缶詰パン	食		3,000	2,928			312	6,240
保存用ビスコ	食				4,020			4,020
えいようかん	食				565	210		775
粉ミルク	缶	15	15	15				45

※乾パンの「その他」は、避難所 12 か所に 24 食ずつ備蓄。缶詰パンの「その他」は、避難所 13 箇所にて 24 食ずつ備蓄。

(2) 衣類、衛生用品

品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	竜田川浄化センター倉庫	計
男性用パンツ	枚	68		250	250	635		1,203
女性用パンツ	枚			250	250	620		1,120
男女兼用Tシャツ	枚			460	500	300		1,260
おむつ(乳幼児用)	枚			2,949				2,949
おむつ(大人用)	枚			11,519				11,519
生理用品	枚			3,014			864	3,878
サージカルマスク	枚		69,950					69,950

(3) 応急作業用資機材

品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小瀬水防倉庫	山崎水防倉庫	高山水防倉庫	防災コンテナ	その他	計
スコップ	本		10	62			5	34	10	60		181
つるはし	本			12			3	2	2	24		43
平くわ	本		5	16			2	2	2			27
かけや	本		5	34			2	2	2	24		69
クリッパー	本		4	1						24		29
バール	本		5	3						24		32
コーン	個			65								
コーンバー	本			28								
三角バリカ	枚			27			30	12	40			109
トラロープ	巻		6	21			1	2	3			33
土のう	個			630				1,140	150			1,920
土のう袋	枚		400	1,620			1,000	300	1,400			4,720
ブルーシート	枚		30	1,505	498	450	50	40	180	1200	610	4,563
鉄くい	本		26	41								67
木くい	本			65				75	560			700

※ブルーシートの「その他」は、竜田川浄化センター倉庫に 500 枚と、避難所 11 か所に 10 枚ずつ備蓄。

(4) 避難所用資機材

品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	東側公用車駐車場	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	防災コンテナ	その他	計
テント1式	張				2					2
ポリタンク	個				27					27
金バケツ	個				12					12
ポリバケツ大	個				11					11
ポリバケツ小	個				45					45
たらい	個				7					7
やかん	個	2			25					27
紙コップ	個	550								550
タオル	枚	300								300
毛布	枚				740	559	550	2,400	380	4,629
トイレットペーパー	個				2,304			1,152		3,456
哺乳瓶	個					120	120			240
炊出用釜	台				2	3	3	24		32
炊飯器	台							12		12
組立トイレ	台			26	3	7	9	36	14	95
発電機	台		7			4	6	44	4	65
投光機	台				6	12	12	24	6	60
救急箱	個				25	20	20	24		89
担架	台							24		24
電工ドラム	台							24		24
リヤカー	台							12		12
非常用トイレ袋	回				200			1,200		1,400
防災ベスト	枚		300							300
ろうそく	本	56								56

※毛布の「その他」は、各避難所に20~100枚備蓄。組立トイレの「その他」は、防災コンテナの無い小学校に1台ずつと、福祉センターに2台備蓄。発電機の「その他」は、福祉センター、たけまるホール、図書会館、コミュニティセンターに1台ずつ備蓄。投光機の「その他」は、たけまるホール、図書会館、コミュニティセンターに1台ずつ備蓄。

参考：生駒市危機管理課資料（平成27年7月現在）

5-2-2 備蓄方針

市は、食料、衣類、衛生用品のほか、応急作業用資機材、避難所用資機材等を倉庫や避難所等に備蓄している。

このうち、特に発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を「緊急物資」と位置付け、備蓄目標数量を定め計画的に維持更新する。

なお、食料、飲料水、生活必需品の備蓄は、市民自らが行うことを基本とすることから、市の備蓄量は、廃棄せずに有効活用できる範囲に留めるものとする。

また、次の点に留意し、公的備蓄を進めることとする。

- ・災害時要援護者や女性の避難生活に必要な物資について配慮する
- ・食料等については、アレルギー対応品にするなどの配慮に努める
- ・災害リスクを最小限に抑え、物資搬送の迅速化を図るため、分散備蓄に努める

表 生駒断層帯地震を想定した参考備蓄量

備蓄品目	算出方法	目標数量
食料 (乾パン、アルファ化米、サバイバルフード、缶詰缶等)	罹災者数×1(日)×3(食) <small>(10単位切り上げ)</small>	98,500食
粉ミルク	罹災者数×1(日)×0歳の割合×混合栄養及び人工栄養の割合×6(食) <small>(100単位切り上げ)</small>	1,000食
飲料水	罹災者数×1(日)×3(リットル)/0.5(※500ミリリットル入りペットボトル) <small>(100単位切り上げ)</small>	197,000本
紙おむつ (乳幼児用)	罹災者数×1(日)×0.04(必要数割合:0~4歳の割合)×8(枚) <small>(10単位切り上げ)</small>	11,700枚
紙おむつ (大人用)	罹災者数×1(日)×0.01(必要数割合:要介護3以上の割合)×6(枚) <small>(10単位切り上げ)</small>	2,000枚
生理用品	罹災者数×1(日)×0.27(10~54歳の女性割合)×25%×8(枚) <small>(10単位切り上げ)</small>	17,900枚
毛布	避難所生活者数×1(日)×1(枚) <small>(100単位切り上げ)</small>	11,000枚
トイレトペーパー	避難所生活者数×1(日)/75(1ロール(60m巻)当たり使用人数)×4(回) <small>(100単位切り上げ)</small>	600ロール
仮設トイレ	避難所生活者数×1(日)/60(仮設トイレ必要数割合:60人に1基) <small>(1単位切り上げ)</small>	190基

参考)

罹災者数：32,820人(生駒断層帯の地震発生時)

避難所生活者数：10,839人(生駒断層帯の地震発生時)

0歳の割合：0.0077(生駒市年齢別人口統計表(平成27年8月現在)より)

混合栄養及び人工栄養の割合：0.6(厚生労働省平成17年度乳幼児栄養調査を参考)

0~4歳の割合：0.04(生駒市年齢別人口統計表(平成27年8月現在)より)

要介護3以上の割合：0.01(生駒市ハートフルプランを参考)

1ロール(60m巻)当たり使用人数：75人(日本トイレ協会資料を参考)

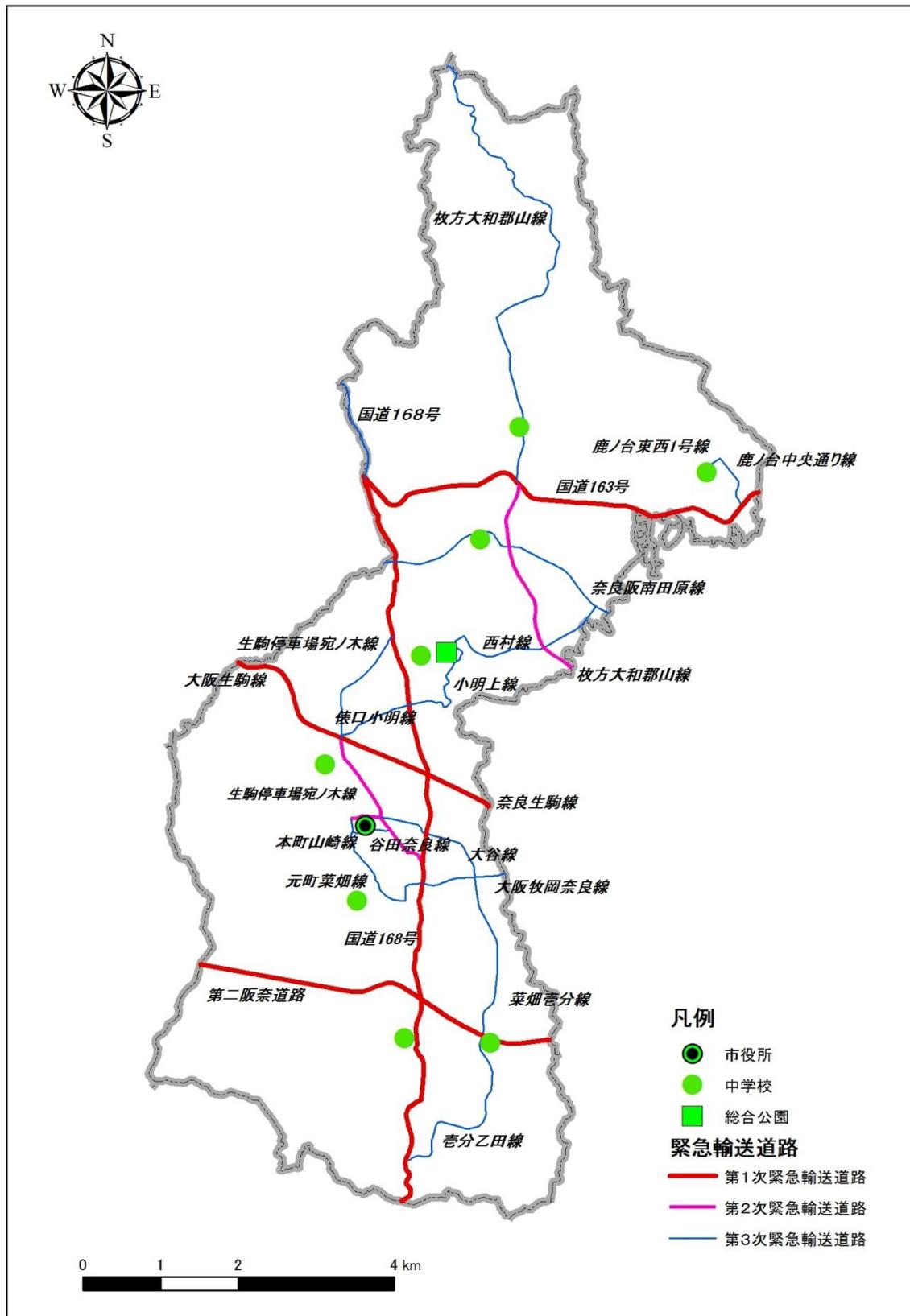
仮設トイレ必要数割合：60人に1基(日本トイレ研究所「地震時におけるトイレ機能確保のための調査研究」を参考)

5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況

項目	内容	保有数量	備考	
車両	給水タンク車	1,000 L	1 台	重力式
		2,000 L	3 台	加圧式
給水タンク	給水タンク	300 L	3 台	重力式・アルミ製
		1,000 L	2 台	重力式・アルミ製
		1,500 L	1 台	加圧式・アルミ製
	車両積載用飲料水袋	2,000 L	20 袋	ポリエチレン製
その他	飲料水袋	10 L	5,000 袋	
		5・6 L	5,000 袋	
	自立式簡易水槽	2,000 L	20 台	
	仮設給水栓		21 台	消火栓設置型

参考：生駒市上下水道部総務課資料（平成 27 年 7 月現在）

5-2-4 緊急輸送道路網図

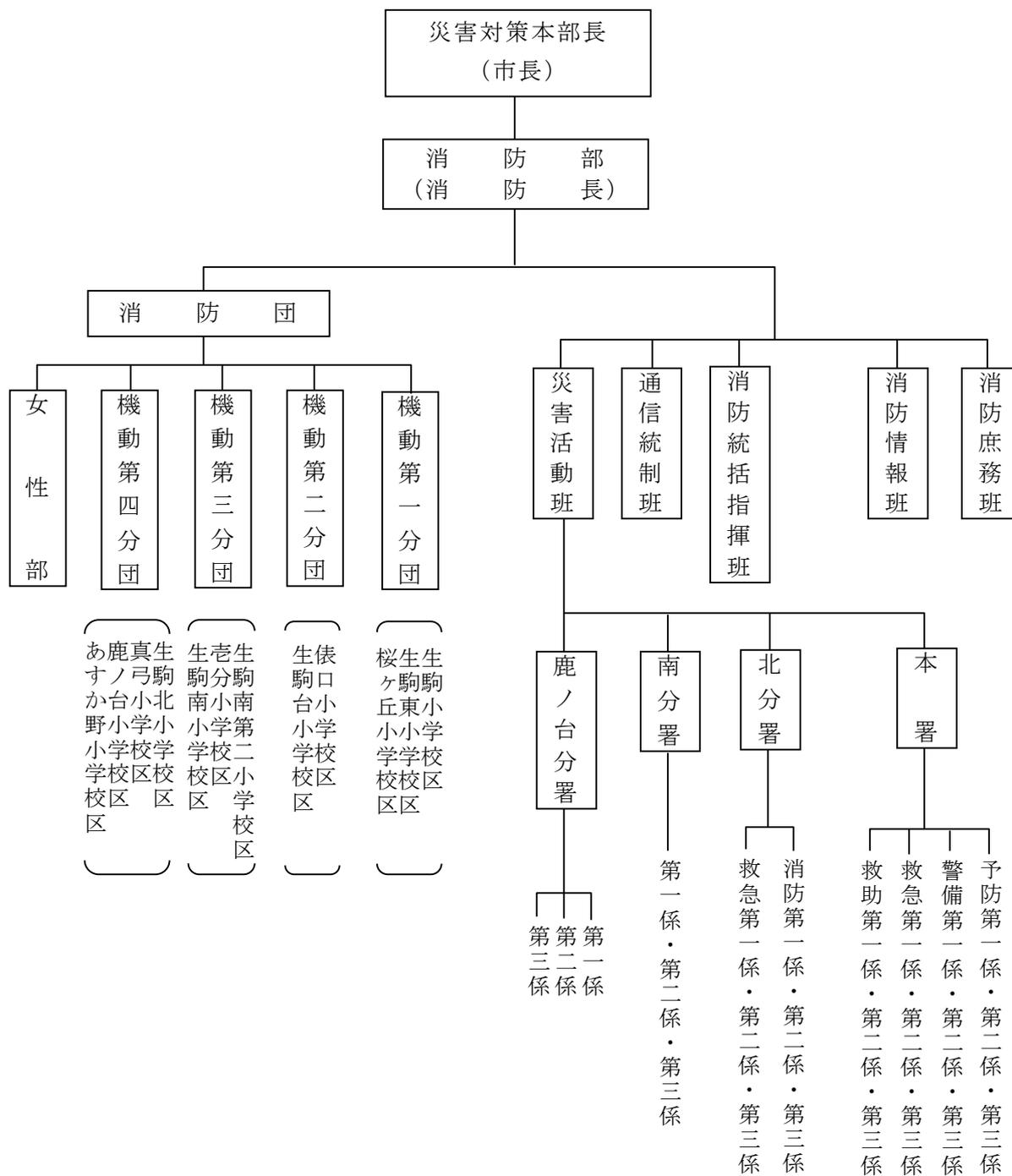


機能区分	道路種別	路線名
第1次	有料道路	第二阪奈道路
	一般国道	国道163号
	一般国道	国道168号
	主要地方道	奈良生駒線
	主要地方道	大阪生駒線
第2次	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	谷田奈良線
	一般県道	生駒停車場宛木線
第3次	一般国道	国道168号
	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	生駒停車場宛木線
	一般県道	大阪牧岡奈良線
	市道	鹿ノ台東西1号線
	市道	鹿ノ台中央通り線
	市道	西村線
	市道	小明上線
	市道	俵口小明線
	市道	大谷線
	市道	菜畑壺分線
	市道	壺分乙田線
	市道	元町菜畑線
	市道	元町山崎線
	市道	奈良阪南田原線

6 消防、医療等に関する資料

6-1 消防等

6-1-1 消防組織



参考：生駒市消防本部資料（平成 27 年 7 月現在）

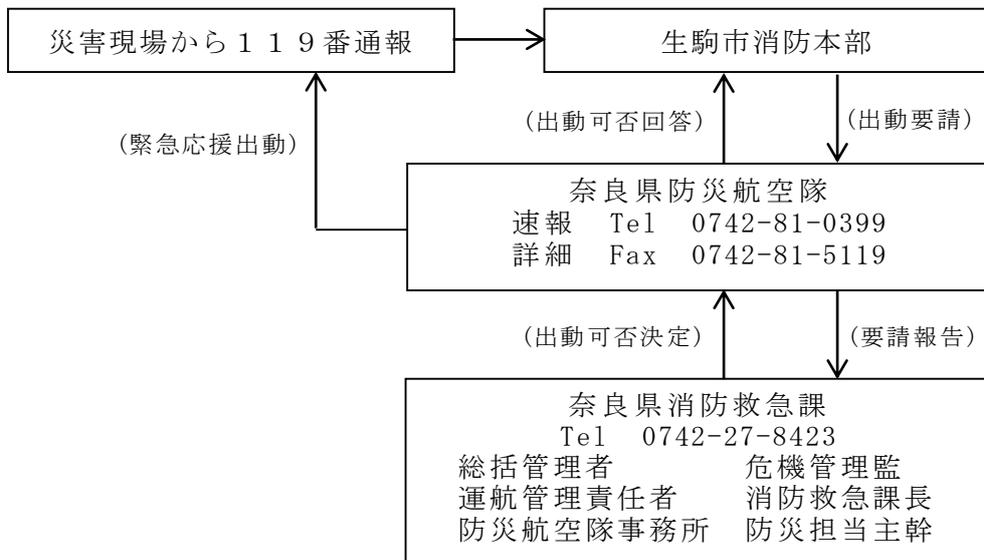
6-1-2 消防保有救助資機材一覧

救命器具名	本署	北分署	南分署
循環式酸素呼吸器 10型	5	5	2
空気呼吸器	24	11	5
救助用かぎ付はしご	2	1	
救助用三連はしご	2	2	1
ワイヤーはしご	1		
救命索発射銃	1	1	
空気式救助用マット	2	1	
緩降機（スローダン）	2	1	
救助用縛帯	6	5	1
平担架（ビルドエボード）	4	1	
バスケット型担架	1	1	
油圧ジャッキ（ポートパワー）			
油圧スプレッダー	1	1	
油圧切断機	1	1	
スプレッダーカッター			1
プランジャーラム	1	1	
マット型空気ジャッキ 一式	1	1	
エアーツール	1	1	
削岩機	1	0	
エンジンカッター	1	1	
チェーンソー	2	4	2
ロープ登降器	2		
防塵マスク	84	31	12
ペダルカッター	1	1	
ガス溶断機	1	1	
万能斧	6	3	1
可搬式ウィンチ（チルホール）	1	1	
送排風機	2	1	
船外機付ボート	1		
潜水器具（アクアラング）	5		
救命胴衣	11	5	
救命浮環	14	11	1
耐熱服	4		2
化学防護服	5	5	
放射能防護服	5	5	
耐電衣セット	2	2	
有毒ガス検知器	3	1	1
可燃性ガス検知器	2	1	1
放射能測定器	23	6	
チェーンブロック	1	1	
レスキューシーザー	4	3	1
スパカッター	1		
画像探索機Ⅰ型	1		
画像探索機Ⅱ型	1		
簡易画像探索機	2		
夜間暗視装置	1		
熱画像直視装置	1	1	
地中音響探知機	1		

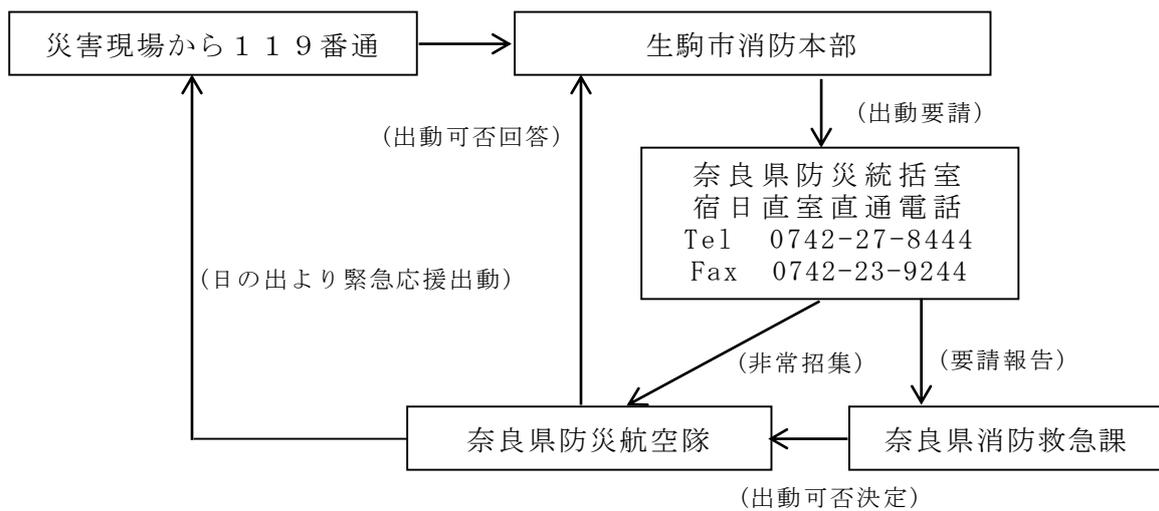
参考：生駒市消防本部資料（平成 27 年 7 月現在）

6-1-3 県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き

■勤務時間内



■勤務時間内

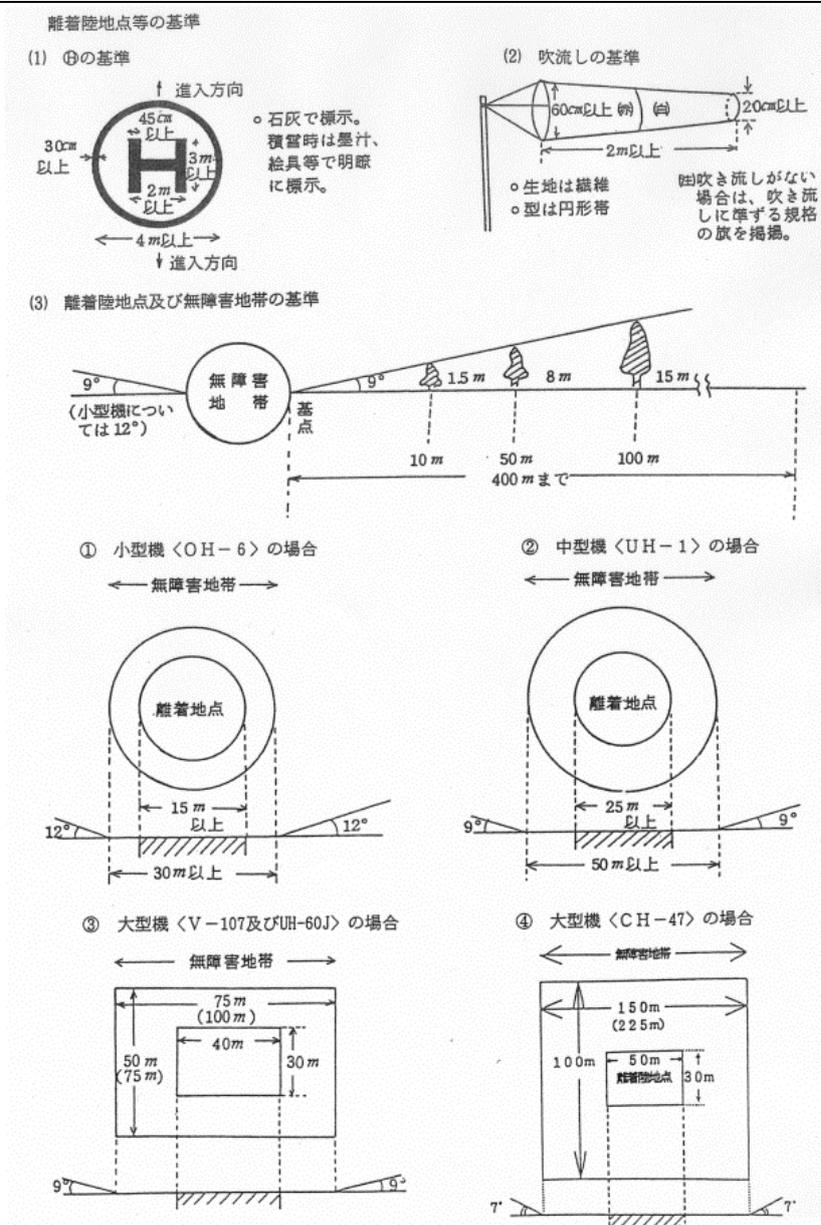


6-1-4 ヘリコプターの受入れ準備

市長（本部長）は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

なお、緊急ヘリポート設置時は、ヘリポートの施設管理者と連携して、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

- ア. ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ. 着陸地点には、H記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- ウ. ヘリポート周辺の一般人の立入を禁止し、事故防止に努める。
- エ. ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空からよく判断できるように白布又は赤布等を縛り付ける。
- オ. 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- カ. 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。



6-2 医療

6-2-1 医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
朝倉診療所	谷田町 881-1	74-8533	内科, 放射線科
(医)阿部診療所	元町 1-13-1 クリーンビルいこま 4F	74-7277	内科, 放射線科
(医)社団有山会有山診療所	高山町 4261-1	78-0075	内科
生駒胃腸科肛門科診療所	本町 7-10 生駒医療ビル 4F	71-8050	胃腸科, 肛門科
(社医)平和会いこま駅前クリニク	本町 7-10 生駒医療ビル 1F	71-7222	内科, 心療内科, 泌尿器科
生駒市立病院	東生駒 1-6-2	72-1111	内科, 消化器内科, 循環器内科, 小児科, 外科, 産婦人科, 腎臓泌尿器科, 放射線科, 麻酔科, 救急科
生駒橋本眼科	北新町 10-45JIN マンション 1F	71-6565	眼科
石井クリニック	壱分町 83-48	76-2828	内科, 消化器科
石川眼科	辻町 397-8 東生駒 8 番館 1F	73-8221	眼科
(医)植田医院	小瀬町 59-1	77-8013	内科, 小児科, 眼科
植田眼科	元町 1-3-22 アクタスビル 3F	73-4515	眼科
(医)のぞみ会上田耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	谷田町 873-1	73-7537	耳鼻いんこう科, アレルギー科
梅川医院	中菜畑 1-49-1	73-3373	内科, 消化器科
浦野耳鼻咽喉科	俵口町 1085-1 生駒メディカルビル 2F	75-3345	耳鼻いんこう科
エイコクリニック	中菜畑 2-1109-1	71-6610	内科, 呼吸器科
衛藤耳鼻咽喉科	真弓 4-4-5	78-4030	アレルギー科, 耳鼻いんこう科
榎本レディースクリニック	北新町 10-36-405	72-1005	婦人科
おおすみ整形外科	小平尾町 4-1-3	76-3553	整形外科, リハビリテーション科
(医)大塚医院	あすか野北 1-2-12	78-6770	内科, 循環器内科, 小児科
岡クリニック	北新町 1-20 幸誠ビル 3F	72-1122	心療内科, 精神科
勝間内科医院	さつき台 2 丁目 451-27	77-0670	内科, 消化器科
かつらぎ眼科クリニック	北新町 10-36-402 ヘルテラス生駒 4F	75-6706	眼科
(医)北浦医院東生駒診療所	東生駒 1-77-2	74-1088	内科
木下クリニック	小平尾町 4-1-1	76-2318	内科, 循環器科
木村泌尿器科クリニック	北大和 1-3-3	71-1176	泌尿器科
近畿大学医学部奈良病院	乙田町 1248-1	77-0880	内科, アレルギー科, 血液内科, リウマチ科, 外科, 心療内科, 神経内科, 脳神経外科, 呼吸器科, 呼吸器外科, 消化器科, 循環器科, 心臓血管外科, 小児科, 小児外科, 整形外科, 形成外科, 美容外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 内分泌内科, 眼

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
			科,耳鼻いんこう科,放射線科,歯科口腔外科,麻酔科
久保診療所	萩/台 1-2-2	76-5111	内科,放射線科
(医)学芸会倉病院	本町 1-7	73-4888	整形外科,外科,内科,リハビリテーション科,脳神経外科
(医)米田医院	鹿/台東 2-4-8	78-6332	内科,消化器科,小児科
(医)近藤整形外科	辻町 399-50 トキビル 1F	73-0088	外科,整形外科,リハビリテーション科
阪倉クリニック	白庭台 3-15-5	71-1111	内科,外科,リハビリテーション科
さくらい眼科	真弓南 2-6-5	78-5533	眼科
佐道医院	俵口町 1113	73-4783	内科,外科
(医)沢井小児科医院	萩/台 3-10-29	76-7311	内科,小児科
(医)社団有山会鹿/台クリニック	鹿/台西 1-1-8	78-5681	内科
(医)社団松下会白庭病院	白庭台 6 丁目 10-1	70-0022	内科,外科,神経内科,脳神経外科,整形外科,皮膚科,泌尿器科,眼科,リハビリテーション科,放射線科
杉江産婦人科医院	元町 1-11-3	75-0123	産婦人科
(医)杉本医院	真弓 2-4-11	78-1991	内科,放射線科
杉森内科胃腸科医院	東生駒 4 丁目 398-166	73-5596	内科,胃腸科
たかだこどもクリニック	山崎町 21-28	72-1661	小児科
(医)但馬会田ロクリニック	有里町 31	76-7117	内科,外科,整形外科,リハビリテーション科,消化器科,小児科
竹内小児科医院	東生駒 1-77-5	75-5147	小児科
たつみ整形外科形成外科医院	あすか野南 2-1-12	78-0748	整形外科,形成外科
田中内科クリニック	東菜畑 1-310-7	74-7311	内科,循環器科,リハビリテーション科
(医)田中泌尿器科医院	東松ヶ丘 15-30	75-2861	循環器科,泌尿器科
(医)田原クリニック	南田原町 377	78-1077	内科,小児科
(医)辻産婦人科	壱分町 83-55	20-0245	婦人科
(医)友岡診療所	辻町 397-8 東生駒 8 番館 2F	73-1881	内科
どいクリニック	南田原町 1038	71-8235	小児科
(医)内藤眼科	東生駒 1-521	74-7823	眼科
(医)中野産婦人科	山崎新町 1-23	75-0311	産科,婦人科
西崎医院	北新町 12-38-102	73-2334	内科,皮膚科,泌尿器科
はぎはらクリニック	真弓 4-4-7	71-2720	内科,外科
(医)白鳳会林産婦人科登美ヶ丘	鹿畑町 55-1	70-0339	産婦人科
(医)和幸会阪奈中央病院	俵口町 741	74-8660	内科,神経内科,外科,肛門外科,整形外科,脳神経外科,皮膚科,泌尿器科,眼科,小児科,リハビリテーション科,放射線科,歯科,歯科口腔外科

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
(医) 社団松下会東生駒病院	辻町 4-1	75-0011	内科, リハビリテーション科
皮膚科生駒熊本クリニック	俵口町 1085-1 生駒メディカルビル 1F	87-9888	アレルギー科, 皮膚科
平岡クリニック	高山町 7747-1	25-8021	産科・婦人科
福田医院	東生駒 1-77-10	73-6633	耳鼻いんこう科
細井内科	元町 1-5-16	71-6671	内科
(医) 牧之段内科	谷田町 850-4 谷田ビル 2F	74-0330	内科, アレルギー科, 呼吸器科, 胃腸科, 循環器科
(医) 松井小児科	西旭ヶ丘 13-18	74-2705	小児科
松岡こどもクリニック	谷田町 870-2 中谷ビル 3F	75-8712	小児科
マツオメディカルクリニック	ひかりが丘 1-1-1	70-0151	内科, 消化器科, 胃腸科
(医) 生火会松宮医院	東松ヶ丘 17-8	71-8700	内科, 消化器科
まつやま整形外科	東菜畑 1 丁目 310-6 サニハイツ 1F	71-8280	整形外科, リハビリテーション科
溝口医院	南田原町 1977 池谷設備工業 ビル 1F	78-6640	内科, 外科
守屋医院	あすか野南 2-1-12 クリーンビル 1F	78-2336	内科, 放射線科
やしき皮膚科	小平尾町 4-1-2	77-0304	皮膚科
(医) 安心会安田皮膚科	谷田町 870-2 中谷ビル 2F	75-0189	皮膚科
(医) 山上内科医院	小明町 554-1 西口ビル 1F	72-1300	消化器科, 循環器科
(医) 風尚会やました医院	南田原町 1039	71-8234	脳神経外科, リハビリテーション科
山地眼科	谷田町 870-2 中谷ビル 3F	74-9818	眼科
山本耳鼻咽喉科	元町 1-7-21	74-8165	耳鼻いんこう科
(医) 好川婦人科クリニック	東新町 4-20 石丸ビル 1F	75-8600	婦人科
吉永医院	東生駒 1-77-8	74-0605	皮膚科
渡辺耳鼻咽喉科	元町 1-13-1 クリーンビルいこま 4F	75-8777	耳鼻いんこう科
渡邊内科外科クリニック	北大和 1-3-1	71-1480	内科, 外科, 肛門科

参考：生駒市医師会資料（平成 27 年 6 月現在）

6-2-2 県内の災害拠点病院一覧

区分	保健医療圏	病院名	所在地	電話番号	DMAT整備数
基幹災害拠点病院		奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町 840	0744-22-3051	4
地域災害拠点病院	奈良	奈良県総合医療センター	奈良市平松 1-30-1	0742-46-6001	2
		市立奈良病院	奈良市東紀寺町 1-50-1	0742-24-1251	2
	東和	済生会中和病院	桜井市大字阿部 323	0744-43-5001	1
	西和	近畿大学医学部奈良病院	生駒市乙田町 1248-1	0743-77-0880	1
	中和	大和高田市立病院	大和高田市磯野北町 1-1	0745-53-2901	1
	南和	奈良県立五條病院	五條市野原西 5-2-59	0747-22-1112	1

7 その他資料

7-1 災害復旧期に関する資料

7-1-1 主な災害復旧事業概要

事業・内容	根拠法令等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園		
農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設		
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
①公立学校施設災害復旧事業 ②その他（文化財等）		
厚生施設等災害復旧事業	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設等		
②環境衛生施設等災害復旧事業		
③医療施設災害復旧事業 ④その他（水道施設、感染症指定医療機関）		
その他の施設に係る災害復旧事業	公営住宅法	国土交通省
①都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等） ②公営住宅災害復旧事業		

7-1-2 融資制度等の概要

(1) 緊急支援資金

1) 経済変動対策資金

融資対象	<p>1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者</p> <p>(1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者</p> <p>(2) 災害により被害を受けた者（事実発生の翌日から1年以内）</p> <p>(3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債を有する者（事実発生の翌日から1年以内）</p> <p>(4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者</p> <p>2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者</p> <p>3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者</p>	
資金使途	設備資金（上記融資対象者1(3)、2を除く）	運転資金
融資限度額	5,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内（内据置1年以内）	7年以内（内据置1年以内）
融資利率	7年以内 1.775% 7年超 1.975%	5年以内 1.775% 5年超 1.975%
担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要</p> <p>担保は必要に応じて提供</p> <p>法人代表者以外の連帯保証人は原則不要</p>	
保証料率	0.45%～1.56%	
取扱金融機関	<p>商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫</p>	

2) セーフティネット対策資金 (1~6号は責任共有制度対象外)

融資対象	<p>中小企業信用保険法第2条第4項各号の「特定中小企業者」として市区町村長の認定を受けた者。</p> <p>1号：連鎖倒産の防止</p> <p>2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限</p> <p>3号：突発的災害（事故等）</p> <p>4号：突発的災害（自然災害等）</p> <p>5号：業況の悪化している業種（全国的）</p> <p>6号：取引金融機関の破綻</p> <p>7号：取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整</p> <p>8号：取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権譲渡</p>
資金用途	運転資金
融資限度額	5,000万円
融資期間	7年以内（内据置1年以内）
融資利率	<p>5年以内 1.775%</p> <p>5年超 1.975%</p>
担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要</p> <p>担保は必要に応じて提供</p> <p>法人代表者以外の連帯保証人は原則不要</p>
保証料率	<p>1~5号 0.70%</p> <p>7・8号 0.63%</p>
取扱金融機関	<p>商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫</p>

(2) 農業者の融資資金

1) 株式会社日本政策金融公庫からの融資

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期間	うち据置 期間
農林漁業施設資金 (災害復旧)	<p>災害により被害を受け、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金</p> <p>(1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用</p> <p>(2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用</p> <p>(3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用</p>	農林漁業を営む者、農協・農協連、土地改良区・同連合、農業共済組合・同連合会等	<p>0.40% ~ 0.85%</p> <p>(果樹、共同利用施設は年0.40%~1.00%) (平成26年5月23日現在)</p>	<p>(1) 25年以内</p> <p>(2) 15年以内</p> <p>(3) 20年以内</p>	<p>(1) 10年以内</p> <p>(2) 3年以内</p> <p>(3) 3年以内</p>
経営体育成強化資金	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方	<p>1.00%</p> <p>(平成26年6月18日現在)</p>	25年以内	3年以内
農業基盤整備資金 (災害復旧)	農地、牧野又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連等	<p>0.40% ~ 1.00%</p> <p>(平成26年6月18日現在)</p>	25年以内	10年以内
農林漁業セーフティネット資金	災害により売上が減少したため必要となった事業運転資金	農林漁業者	<p>0.40% ~ 0.55%</p> <p>(平成26年5月23日現在)</p>	10年以内	3年以内

注1) 貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動する。

2) 天災資金

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	率(年)	償還期間	貸付限度額	
天災資金	経営資金	一般天災 注1)	被害農林業者 ①農業にあつては、年収量30%以上の減収でかつ年収10%以上の損失額または30%以上の樹体損失額のある者 ②林業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者または50%以上の施設損失額のある者	3.0%以内 ～ 6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円 法人 2,000万円	
		激甚天災 注1)				個人 250万円 法人 2,000万円	
	事業資金	一般天災 注1)		天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	6.5%以内	3年以内	組合 2,500万円 連合会 5,000万円
		激甚天災 注1)					組合 5,000万円 連合会 7,500万円

注1)一般天災とは天災融資法のための適用を受ける天災をいい、激甚天災とは激甚法の適用をも受ける天災をいう。

注2)貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

7-1-3 生活資金等の支給・貸付概要

(1) 被災者生活再建支援金の支給内容

1. 対象となる災害	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし現象により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の災害</p> <p>④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市区町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p>																		
2. 被害の認定	<p>市は、「災害の被害認定基準」に基づき、被害の認定を適正かつ迅速に行うものとする。なお、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。</p>																		
3. 支給対象世帯	<p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
4. 支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。 （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="416 1464 1377 1592"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 ((3)①に該当)</th> <th>解体 ((3)②に該当)</th> <th>長期避難 ((3)③に該当)</th> <th>大規模半壊 ((3)④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="437 1671 1347 1798"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
5. 支給申請	<p>市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。</p>																		

(2) 災害弔慰金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

(3) 災害障害見舞金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	250万円
	②その他の者	125万円
障害の程度		1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(4) 災害援護資金の貸付内容

対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された災害													
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額	150万円 150万円 円 170万円(250) 250万円(350) 350万円 } 250万円 } 270万円(350) } 350万円												
貸付条件	所得制限	<table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>(住民税における前年の総所得金額)</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)</td> </tr> </table> ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	世帯人員	(住民税における前年の総所得金額)	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
世帯人員	(住民税における前年の総所得金額)													
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)													
	利率	年3%(据置期間は無利子)												
	据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)												
	償還期限	10年(据置期間を含む)												
	償還方法	年賦又は半年賦												

(5) 生活福祉資金の貸付内容

資金種類	「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」「生活復興支援資金」
実施主体	県社会福祉協議会（申請窓口は市社会福祉協議会）
対象災害	災害(火事等を含む)
対象者	○低所得者世帯（世帯収入が生活保護法にもとづく生活保護基準額の1.5倍程度の世帯） ○障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯） ○高齢者世帯（65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね2.5倍程度の世帯）
貸付限度額	①総合支援資金 ○生活支援費 20万円以内、○住宅入居費 40万円以内、○一時生活再建費 60万円以内 ②福祉資金 ○福祉費 580万円以内等（種類により異なる）、○緊急小口資金 10万円以内 ③教育支援資金 ○教育支援費 高校 3.5万円以内、大学 6.4万円以内等、○就学支度費 50万円以内 ④不動産担保型生活資金 ○不動産担保型生活資金 土地評価額の70%、月30万円以内、○要保護世帯向け不動産担保型生活資金 土地評価額の70%程度、生活扶助額の1.5倍以内 ⑤生活復興支援資金 ○一時生活支援費 120万円以内、○生活再建費 80万円以内、○住宅補修費 250万円以内
年利	①、②、⑤保証人ありは無利子、なしは1.5%、③無利子、④年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
据置期間	①～③最終貸付日（卒業後）から6月以内、④契約終了後3月以内、⑤最終貸付日から2年以内
償還期限	①～③、⑤据置期間経過後20年以内、④据置期間終了時

(6) 母子寡婦福祉資金の貸付内容

資金名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は市)
貸付対象者	①20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女性 ②配偶者のない女性で、かつて母子家庭の母であった者等
貸付限度額	150万円以内（特別な場合200万円以内）
貸付利率	無利子（連帯保証人なしは年1.5%）
据置期間	貸付の日から6ヶ月
償還期間	据置期間経過後6年以内（特別な場合7年以内）

7-1-4 文化財一覽

(1) 国宝

種類	番号	名称	員数	指定年月日	施設名	時代
工芸品	国 01	金銅能作生塔	1	昭和 30.02.02	長福寺	鎌倉
建造物	国 02	長弓寺本堂	1	昭和 28.11.14	長弓寺	鎌倉後期

(2) 国指定重要文化財

種類	番号	名称	員数	指定年月日	施設名	時代
絵画	国 03	愛染明王像	1	明治 42.04.05	宝山寺	鎌倉
絵画	国 04	生駒曼荼羅図	1	昭和 32.02.19	往馬大社	鎌倉
建造物	国 05	円証寺本堂	1	昭和 46.06.22	円証寺	室町後期
建造物	国 06	圓福寺本堂	1	大正 11.04.13	圓福寺	室町前期
絵画	国 07	春日曼荼羅図	1	明治 42.04.05	宝山寺	南北朝
工芸品	国 08	黒漆厨子	1	昭和 11.09.18	長弓寺	鎌倉
建造物	国 09	円証寺五輪塔	1	昭和 36.03.23	円証寺	室町後期
彫刻	国 10	十一面観音立像	1	昭和 11.09.18	長弓寺	平安
彫刻	国 11	厨子入木造五大明王像	1	大正 1.09.03	宝山寺	江戸
建造物	国 12	高山八幡宮本殿	1	昭和 53.05.31	高山八幡宮	室町後期
建造物	国 13	長福寺本堂	1	明治 32.04.05	長福寺	鎌倉後期
考古資料	国 14	忍性墓出土品	1	昭和 62.06.06	竹林寺	鎌倉
書跡・典籍	国 15	能本世阿弥筆 雲林院	1	昭和 47.05.30	宝山寺	室町
書跡・典籍	国 16	能本世阿弥筆 江口	1	昭和 47.05.30	宝山寺	室町
書跡・典籍	国 17	能本世阿弥筆 柏崎	1	昭和 47.05.30	宝山寺	室町
書跡・典籍	国 18	能本世阿弥筆 タタツノサエモン	1	昭和 47.05.30	宝山寺	室町
書跡・典籍	国 19	能本世阿弥筆 附弱法師	1	昭和 47.05.30	宝山寺	室町
書跡・典籍	国 20	能本世阿弥筆 盛久	1	昭和 47.05.30	宝山寺	室町
建造物	国 21	宝篋印塔	1	昭和 32.02.19	有里町外九 カ大字	鎌倉前期
建造物	国 22	圓福寺宝篋印塔	2	昭和 30.02.02	圓福寺	鎌倉後期
建造物	国 23	宝山寺獅子閣	1	昭和 36.03.23	宝山寺	明治
建造物	国 24	宝幢寺本堂	1	明治 37.02.18	宝幢寺	室町前期
考古資料	国 25	美努岡萬墓連墓誌	1	昭和 30.06.22	美努岡萬墓	奈良
絵画	国 26	弥勒菩薩像	1	明治 32.08.01	宝山寺	鎌倉
史跡	国 27	行基墓		大正 10.03.03	竹林寺	

(3) 国登録文化財

種類	番号	名称	員数	指定年月日	施設名	時代
建造物	国 28	旧生駒町役場庁舎	1	平成 22.04.28	生駒市	昭和前期

(4) 県指定文化財

区分	番号	県指定文化財の名称	員数	指定年月日	施設名	時代
書跡・典籍	県 01	観世世阿弥能楽伝書 佐渡状	1	昭和 29.3.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 02	観世世阿弥能楽伝書 禅竹宛書状	1	昭和 29.3.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 03	観世世阿弥能楽伝書 能本三十五番目録	1	昭和 29.3.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 04	観世世阿弥能楽伝書 能本トモアキラ	1	昭和 29.3.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 05	観世世阿弥能楽伝書 花鏡	1	昭和 29.3.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 06	観世世阿弥能楽伝書 六義	1	昭和 29.3.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 07	金春禅竹能楽伝書 金春系図	1	昭和 29.4.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 08	金春禅竹能楽伝書 猿楽縁起	1	昭和 29.4.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 09	金春禅竹能楽伝書 六輪一剣図草案	1	昭和 29.4.8	宝山寺	室町
書跡・典籍	県 10	金春禅竹能楽伝書 六輪一露秘註	1	昭和 29.4.8	宝山寺	室町
彫刻	県 11	釈迦如来坐像	1		圓證寺	鎌倉
絵画	県 12	十卷抄	10	平成 6.3.25	宝山寺	鎌倉
彫刻	県 13	女神坐像	1	平成 13.3.30	法楽寺	平安
彫刻	県 14	僧形八幡神坐像	1	平成 13.3.30	法楽寺	平安
有形民俗文化財	県 15	乙田淨瑠璃・芝居資料	214	平成 19.3.30		江戸末～昭和初
天然記念物	県 16	往馬大社の社そう		平成 10.3.20	往馬大社	
天然記念物	県 17	墓壇と模造墓誌埋納土壇		昭和 60.3.15	美努岡萬墓	奈良

(5) 市指定文化財

区分	番号	市指定文化財の名称	員数	指定年月日	施設名	時代区分
彫刻	市 01	阿弥陀如来坐像	1	平成 27.3.23	石仏寺	鎌倉
彫刻	市 02	阿弥陀如来立像	1	平成 27.3.23	石仏寺	鎌倉
考古資料	市 03	生駒谷に残る傘型連判状	7	平成 21.1.23		江戸
考古資料	市 04	公慶上人関係史料	6	平成 21.1.23	法楽寺	江戸
石造物	市 05	五輪塔残欠	1	平成 27.3.23	無量寺	鎌倉
彫刻	市 06	地藏菩薩立像	1	平成 27.3.23	石仏寺	鎌倉

参考：生駒市教育委員会生涯学習課資料（平成 27 年 7 月現在）

7-2 条例

7-2-1 生駒市防災会議条例

昭和 37 年 10 月 1 日
条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、生駒市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生駒市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 2 項の規定により生駒市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて生駒市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 奈良県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月10日から施行する。

附 則(昭和45年9月条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年5月条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(生駒市水防協議会条例の廃止)

2 生駒市水防協議会条例(昭和55年7月生駒市条例第21号)は、廃止する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

3 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成17年9月条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

7-2-2 生駒市災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 1 日
条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、生駒市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。